

一九二〇年代の農村支配体制に関する覚書

——大門正克・森武麿両氏の批判にこたえる——

庄

司

俊

作

目次

はじめに

一大門論文の実証的問題点

争議分析の問題点

二 「農民的小商品生産の組織的育成」 分析の問題点

農家小組合の展開とその論理

一九二〇年代の到達点

農家小組合育成策の転換

三 産業組合——販元事業——の展開とその論理

全国的動向

事例——兵庫県の動向

四 大門・森説の論理的難点と「協調体制」論の若干の展開

「概念」なき争議理解

政策史把握の方法的難点

「協調体制」の歴史的性格

結びにかえて

はじめに

最近の小作争議研究では、支配体制との関連で争議の歴史的意義を確定するという視角が重視されるようになった。従来の研究でもむろん支配の問題は意識されてきた。けれども研究の重点はやはり、争議の条件・経過や争議主体の階層性等の争議固有の問題の解明におかれ（従って、争議の性格をめぐる議論が中心となる）、支配との関連が正面きって検討されることは少なかった。その意味で、近年、研究の射程が広がったことは確かだと思われる。

ところで、このいわば運動史と政策史の統一的把握をめざす（ひいては、国家史・政治史への連繋をもつける）試みでは、各々の時期で、政治的動向を踏まえた独自の研究課題が設定されることになる。例えば、一九二〇年代については、以下の如くである。

当該期、特にその前半は、いわゆる大正デモクラシーの時代として特徴づけられる。政治過程におけるこの一定の「民主化」状況は、農業政策の面では、土地政策の本格的展開として示現した。小作立法の企図が最終的には挫折したこと、が、その後成立した小作調停法の運用という限定的な方法によつてもなお、争議の沈静化→農民統合は可能であったこと——当該期の土地政策の骨格はこうしたものとして一応把握できる。

筆者が、一〇年代の争議について、争議→協調体制の成立を主張するのも、右の事実を意識してのことであった。ところが、最近、大門正克・森武麿両氏が相次いで拙稿に対する批判を発表された⁽²⁾。両氏の見解は、共に参加する「岐阜県小作争議研究会」での議論が下敷きになつてゐるため、実証的手続きを異なるがほとんど同じ内容だ。批判の眼目は、筆者が、協調体制を過度に一般化した、という点にある。すなわち、協調体制は、近畿先進地域において

も「頂点的」・「部分的」にしか成立せず、従つて、110年代の農村支配体制の問題としても非常に限定的な意味しか持たなかつた、というのだ。

協調体制の位置づけについては、すでに坂根嘉弘氏からも批判を受けていた。⁽³⁾ ただ、後で明らかにするように、同じ位置づけに関する批判であるが、実は、大門・森両氏のそれと、坂根氏のそれは、同一の内容ではない。⁽⁴⁾ (ただし大門・森両氏はこの点を正確に理解していないようだが)。前者の場合、両氏独自の「農村支配体制」論——「協調主義」とは異なる「協同（組合）主義」による農村再編、これが110年代の農村支配体制の基軸であったとする理解——が前提にある。

限定つきにせよ、「協調主義」による農村再編も別に否定されとはいひないので、私見と全面的に対立するものではない。が、110年代の農村支配体制に関する両氏の見解は、全体として筆者には納得しがたい。とはいえ、それは、私見に彫琢を加えつつ、論点をさらに前進させるには、充分検討に値することも事実である。そこで、単に批判に一通り答えるというだけなく、両氏が問題にした点を筆者なりに検討することと110年代の農村支配の構造に関する把握を一層深化させたい。これが本稿の目的である。

- (1) 抽稿「小作争議と地主制の後退」『土地制度史学』第八三号、一九七九年)、同「戦前土地政策の歴史的性格」(『日本史研究』111六、一九八一年)。
- (2) 大門正克「農民的小商品生産の組織化と農村支配構造」(『日本史研究』114八、一九八三年)、森武麿「農業構造」(一九一〇年代史研究会編『一九一〇年代の日本資本主義』東京大学出版会、一九八三年、所収)。
- (3) 坂根嘉弘「小作調停法体制の歴史的意義」(『日本史研究』111三、一九八一年)。
- (4) 第4節の(注7) 参照。

一 大門論文の実証的問題点

産業組合ないし農村協同組合は、一般的・抽象的には、農業の立ち遅れと不利化（商品經濟の農村への浸透によって必然化する）を、「流通と信用の面で一種の規模經濟を實現⁽¹⁾」することで克服せんとする小農民の組織的対応、とひとまず規定できる。その比重はそれ故、帝国主義段階において飛躍的に増大した。従来、産業組合の育成策が小農維持政策とされてきたのも、この経済的機能（→階級矛盾の有効機能）に着目したことであつた。

ところが、大門・森両氏にあっては、単なる階級矛盾のみならず、農家小組合・産業組合について、現実の階級対抗＝小作争議を解決する社会的機能の存在をも主張される。それも、単なる部分的事象ではなく、二〇年代の農村支配の構造を基礎づける歴史的意義を持つものとしてであつた。

この点に両氏の議論の核心がある。そこでまず、大門論文を取り上げ、農家小組合・産業組合の争議解決機能なるものがいかに実証されているかを、やや詳細に跡づけてみよう。

1 爭議分析の問題点

争議の解決機能が問題である以上、争議終息の論理・メカニズムについての理解が一つの要点をなすことはいうまでもない。大門氏は、この点を、岐阜県網代村争議の分析を通して明らかにしようとしている。
しかしながら、結論的にいって、その分析は必ずしも明快ではない。争議の扱い手あるいは解決条件さえ言及され

ていいことは論外としても、争議の経過、位置づけ等に関しても曖昧な点、疑問に思う点が少なくないのだ。

a、争議経過、特に終息過程の不明瞭さ

網代村争議（一九一九～一九三一年）のイメージが明確でない一つの大きな理由は、争議の経過、特に終息過程の分析の不充分さにあると思われる。なるほど、大門氏は、争議の終息段階における種々の事件についてはそれなりに触れている。が、そこには以下のような難点がある。

(1)まず、それら相互の関連が、日時の後先の問題も含めてほとんど明らかになっていない。すなわち、

①「初期小作争議段階」に生起した当該争議でも、警察権力が当初から介入し、地主・小作双方の動きを規制しつつ争議に一定の指向性を与えた。こうした中で②争議激甚地であった則松・秋沢部落で、地主主導のもと協調組合が設立された。それは、地主的性格が濃厚であったとはい、小作料減免決定方法に関する新たな規定をもり込むなど、「小作の権利を（も）部分的に認め」ていた。が、「実際にはほとんど機能しなかった」⁽³⁾。また一方で③二一年の、産業組合長高井嘉七の村長就任を機に、小作争議対策として農家小組合の設立が推進され、秋沢部落（一九三一年一月一日）を嚆矢として同年中に村内全域一〇地区に農家小組合が設立された。

大門氏は、これらの事実を一応指摘はする。けれども、重要な点は、各々の問題の一層の究明と、相互の関連についての分析である。例えは、①については、警察の介入の背景とその争議の展開に与えた意味、また②についても、地主側が協調組合設立に動いた条件と協調組合が実際に機能しなかった理由等々は、争議の終息を問題にするのであれば、ぜひとも解明しなければならない点だ。が、大門氏は、これらについては何も説明していない。

(2)従つてまた、大門氏の議論は、筆者にはひどく強引に思われる。秋沢部落で農民組合の解散と同時に農家小組合

が設立されたこと（一一三年一月）が、その唯一の論拠である。

しかし、この議論は、第一に、事実認識で疑問がある。秋沢は、先述の如く網代村で最も早く農家小組合が設立された部落であった。それは、大門氏が、いふよう農民組合の解散と同時であったかもしれない。けれども、網代村の他の争議地域、つまり則松・雑倉では事情はどうであったか。三つの争議についての筆者なりの理解は後述するとして、まず前者は一九年と二〇年にそれぞれ一度、後者は二〇年に一度争議が発生したが、全て一月から三月の間に結着している。⁽⁴⁾ すなわち、両部落では、争議の終息と農家小組合の設立の間にはどうみても直接の関係はないのだ。

第二に、秋沢部落の事例も、論拠としてはなお薄弱だといえる。まず、農家小組合の設立と農民組合の解散が同時にあつたという事実そのものに対する疑問だ。網代村で二三年中に設立された農家小組合は全部で一一に及ぶ。それに対しても大字数は五である。大字を細分して農家小組合が設立されたのだが、秋沢でも、秋沢北と同南という二つの農家小組合が存在した。⁽⁵⁾ 一一三年一月一日に設立されたのは、では、兩者のうちいずれなのか。そしてそれは、構成員の問題も含めて農民組合・争議の範囲といかなる関係にあつたか、等々の問題がさらに解明されねばならない。

また、農家小組合の設立と農民組合の解散が同時であったとしても、前者が後者を規定したという意味での因果関係を主張するには、なお多くの論証を必要とする。わけても、争議の構造的特質の分析が不可欠といえよう。農民層が農民組合を解散するには、彼らなりの、それまでの闘いの総括と、爾後の行動の論理化の試行があったはずだ。そして争議終息の論理は、そうした深部への肉迫を抜きにしては到底解明しうるものではない。

より具体的にいえば、次の如くだ。すなわち、争議の終息が、表面的に農民層の、農民組合から農家小組合への転向という姿態を示していたとしても、例えば、①地主の徹底した強硬姿勢と警察の規制に直面して農民組合員が消耗

し、組合も実質的な解体に追い込まれた中で、やむなく農家小組合に移るということと、②まだ組合の勢力も温存され、主体的にも客観的にも闇いの余地を残しつつ農家小組合に移るということでは、その意味はかなり異なる（この区別は些細なことと思われるが、実は、「協調主義」と「協同主義」の政策的関連、ひいては一九一〇年代と三〇年代の統一的把握にとって重要な意味を持つ）。後述の如く秋沢部落の争議は①の傾向を有していたと思われるが、だとすれば、農家小組合が争議を「解決」した——この場合でも「解決」の内容がなお問題となるが——、とは厳密にはいいがたい。

b、争議の基礎過程と位置づけに関する問題点

印象批評めいた問題指摘を敢えてすれば、大門氏の網代村争議の紹介は、通り一遍の説明に終始しており、その特質に内在した分析がほとんどない、といえよう。争議の構造分析の欠如がその最たる例だが、争議の基礎過程ないし位置づけに関連して最低限触れるべき問題すら看過されているのだ。そこで、以下では、網代村争議についての筆者なりの理解を提示することによって、大門氏の議論の問題点を照射してみたい。

(1)まず一つは、争議と村落構造の関連である。明示されていないが、大門氏によれば、網代村は在村中小地主（しかも耕作地主）が支配する村であった。かかる条件下で、全部落的な争議が全村的規模で生起したことは、当該期でもやや特異といえる。その条件はさておいても、このことはしかし、争議のありようが全村的に一様であったということがもちろんない。

その点で重視したいのが、則松と秋沢における争議の差異だ。前述の如く、則松では一九年と二〇年にそれぞれ一度争議が生起したが、いずれも短期間で解決する。これに対しても、秋沢の争議の場合、発生は遅いが（二〇年一二月一〇日）、長期化し最終的には「自然消滅」という形で終結している⁽⁶⁾。

では、この差異の背景にある条件は何か。水田地帯の則松に対し、秋沢は畠作地帯であったという違いはある。しかし、決定的な要因は、村落構造＝地主的・土地所有の存在形態の差異にあった。すなわち、則松では、「不在地主と純小作農の階級的対立関係が濃」かつたのに対し、秋沢は、「いくらか本分家間の土地貸借が多く純然たる階級的対立意識をもち難い状態」にあり、そのため争議も居部落の「高利貸地主」と系統外の小作農の対抗として展開したのであった。⁽⁷⁾

秋沢の争議はなるほど激化・長期化した。しかし、それは、もっぱら「高利貸地主」・遠水家の頑迷さによる。要求内容も、則松と秋沢で異なっていたわけではない。加えて、前述の如く、則松に比べて秋沢では争議がかなり遅れた。これらの点からして、小作農の主体的力量は、明らかに秋沢でより弱体であったといえよう。

このことは、網代村争議終息の論理が、基本的には秋沢ではなく則松に即して確定されねばならないことを意味している。ところが、則松・雛倉の争議は、農家小組合が設立されるかなり以前に解決していた。では、この争議の終息は、いかに理解すればよいのか。

(2)そこで、網代村争議の性格・位置づけが問題となる。この点に関しては、当該争議が「初期小作争議段階」に生起したことが何にもまして留意されねばならない。

岐阜県における争議展開の重要な特徴の一つは、大門氏も指摘する如くその早期性にあつた。しかも、ただ単なる早期性ではなく、全国的に争議が本格化する二年以前に集中して争議が生起した点に、顕著な特徴がある。例えば、一七二〇年にかけて争議件数は二六八件を数えたが、これは全国の約二五%を占め、兵庫県の一五三件、愛知県の一五件を大きく引き離していた。⁽⁸⁾

1920年代の農村支配体制に関する覚書

第1表 農米慣行と小作争議

(単位:件、%)

郡名	町村数				小作争議件数(1917~21年)	農米を徴集する比率(1922年現在)	
	総数	1916年以前 農米のあつた町村数	1921年現在 農米のある町村数	1917年以後 廃止した町村数		小作地面積	地主数
稲葉	29	25	19	6(5)	90	57	49
羽島	20	15	15	—	47	33	38
海津	9	9	9	—	10	75	79
養老	14	11	9	2(2)	31	50	80
不安	15	11	5	5(7)	25	15	16
破八	21	20	16	4(7)	101	11	5
安撫	23	16	3	13(1)	101	—	—
本巣	21	19	7	11(6)	137	—	—
上郡	17	11	5	6(2)	47	4	7
儀武	17	14	13	1	1	50	71
茂加	31	2	2	—	50	—	—
児可	27	15	13	2	41	1	40
那岐	17	4	1	3	49	14	20
那田	17	5	4	1	20	?	20
野城	30	7	6	1	11	—	—
大吉	11	—	—	—	—	—	—
益吉	12	6	—	—	4	14	10
城	11	9	—	—	3	—	—

資料：町村数は岐阜県警察部編『小作問題の研究』1921年、小作争議件数は岐阜県警察部・小作官室共編『岐阜県における農民運動史』1928年、 農米を徴集する比率は岐阜県『1921年・小作慣行調査』の数字。それぞれ、前掲『岐阜県史』(703, 723頁)、一柳茂次「岐阜県農民運動史」(農民運動史研究会編『日本農民運動史』東洋経済新報社、1961年、666頁)より重引。

注) () 内は部落数。

さて、問題は、かかる争議の性格である。一七〇二〇年の争議件数二九八件(資料の関係で先の数字と異なる)を、要求内容別に区分すると、「 農米廃止」一二〇件、「 捨米減額」一四五件、そして「 農米廃止及び捨米減額」三三件、となる。網代村が存在する本巣郡では、順に三五、二一、一二件となり⁹、県全体より「 農米廃止」の比重がかなり高いのが特徴だ。また、第1表にみる如く、当該期の争議件数の多寡が、 農米の有無に照応するともに、 農

米の存廃を一義的に規定するという関係も確認できる。

込米制度に象徴される小作条件の劣悪さを主たる契機としながら（否、それ故に、というべきか）、「込米廃止」という控え目な要求の争議がほぼ半数を占めたということ——こうした争議状況は、たとえ「込米廃止」要求が「小作料引下げ」要求への発展契機を内蔵していたとしても、110年代のそれとひとまず区別する必要がある。

網代村争議も、七割の小作料率⁽¹⁰⁾や込米に示現する小作条件の非常な劣悪さが前提にあった。その要求は、則松では「込米廃止」と「捷増の土地の捷を引下げよ」という内容、秋沢では「捷米を普通どおりにしてくれ」という内容に止まる。⁽¹¹⁾ 課題設定の仕方は、まだ充分に積極的・攻勢的であったとはいいがたいのだ。

網代村争議の終息の問題を考察する上での要点はもはや明白であろう。それは、上述のような争議そのものに内在する限界性に他ならない。

(3) 最後に、網代村の地理的条件にも留意することが必要であろう。本村は、どちらかといえば、山村的構造の村であつた。特に、畑作地帯である秋沢ではその特徴が濃厚であった。「親作小作関係」に想定された地主・小作間の人格的関係の強さと小作条件の劣悪さ、部落内における同族結合の残存⁽¹²⁾（かなり弛緩していたようであるが）等は、その一つの現れに他ならない。

そして何よりも、一九二〇年代以降における本村の農業構造の変化は、『村と協同組合』の筆者たちも強調している如く、右の条件を抜きにしては理解しえない。

大門氏がなぜこの点を曖昧にしているのか、筆者には分らない。しかし、このことが、網代村の110年代の問題を正確に理解する妨げになつてはいなか。氏は、当該期に本村で争議が発生しなかつたことを重視し、その要因とし

て農家小組合・産業組合の機能を指摘する。だが、この説明も、後述の如く問題がある。筆者にはむしろ、本村の山村的構造こそが、その基本的な要因ではなかつたかと思われる。

2 「農民的小商品生産の組織的育成」分析の問題点

争議終息の論理・メカニズムに関する大門氏の理解の最大のポイントは、「産業組合・農家小組合の組織的育成」という論点である。しかし、結論的にいって、この点に関する議論も、論理的・実証的に重大な難点を持つている。それを以下、「生産過程の共同化」と「流通過程の共同化」の問題に分けて検討してみよう。

a、「生産過程の共同化」論の問題点

大門氏が農家小組合の争議解決機能として重視するのが、この「生産過程の部分的共同化」の問題である。といつても、まず、その内実は、部落共有林の柿畠への共同開墾（110年代に始まり130年代に入って大きく進展する）と柿の共同栽培（130年代）にすぎない。

①共同開墾は、農家小組合の活動を背景に「部落秩序再編の一環」として実施された。すなわち、これによつて部落は「新たな商品作物」柿の生産を軌道づける場として、いいかえれば農民的小商品生産の組織化の場として整序されれた。その点で②この部落秩序の再編というのは、村体制が「小商品生産の組織化を新たな支配の論理としてうち出した」ことを意味した。

以上が、大門氏の、争議終息の論理→支配の論理に関連する「生産過程の共同化」論の全てだ。柿の生産||小商品生産の推進がなぜ部落秩序の再編か、といった理論的問題はこゝでは省略しよう。

問題は、農家小組合による柿生産の「組織的育成」の実態だ。大門氏もこの点について種々の事実を指摘している。けれども、それらには、氏の議論を論拠づけるものは何一つ存在しない。

第一に、共同開墾は、二〇年代後半に始まる。しかもそれは秋沢と西秋沢の二部落に限られ、早期に争議があった則松と雛倉では行なわれていない。指摘するまでもなく、秋沢で共同開墾が行なわれた背景には、山つけの部落で部落共有林を豊富に持っていたという事情がある。

第二に、二〇年代、特にその前半の柿生産には大きな限界があった。例えば、二六年の生産高一・三万貫は、一九一〇年前後の水準（ほぼ九千貫）を若干上回るにすぎない。また争議が終息した二一年の生産高は、僅か五千貫に止まる。⁽¹⁵⁾二〇年代、少なくともその前半の時期は、網代村の農業構造もまだ基本的に変化していないのだ。

柿生産の動向については、大門氏はもっぱら三〇年代の諸事実を指摘している。だが、網代村では争議は一九・二〇年という早い時期に発生しているのだから、争議との関連、ましてやその終息の論理を問題にする以上、特に二〇年代前半が問題となるはずだ。ただ、大門氏にあっては、「争議の終息」といった場合、「本格的争議段階」に争議が再発しなかった問題も含めて考えている。が、その場合でも、問題の時期は、せいぜい二〇年代いっぱいだ。

とすれば、農家小組合による農民的小商品生産の組織的育成→争議の終息というショーマは、全く事実の裏付けがない、といわざるをえない。

なお、付言すれば、大門氏は、柿生産とその条件整備としての柿畠共同開墾の問題を、争議との関連に引きつけすぎている。しかし実際は、『村と協同組合』の筆者たちも述べている如く⁽¹⁶⁾、柿生産は、基本的に昭和恐慌対策として推進されたものだ。三一年の大規模な柿畠開墾、三二年に開始された西秋沢部落の柿共同栽培、昭和恐慌を契機とす

る桑畑から柿畑への急激な転換、そしてそれらの結果としての昭和恐慌期以降における柿生産高の飛躍的増大（一九三一年にそれは六・七万貫に達した⁽¹⁾）等々の事実が、そのことを端的に示している。争議対策と恐慌対策は、広義の農村対策として一括しても誤りではないが、厳密には区別して考えるべきだ。

b、「流通過程の共同化」論の問題点

次に、産業組合による「農民的小商品生産の組織的育成」の実態をみてみよう。

一九一〇年代と二〇年代における産業組合の事業内容の相違点として、大門氏は、①貯金の増加、②「村内中層」に対する果樹畑購入資金の貸付、③自創資金の貸付、④霜害に際しての長期低利資金の貸付、以上の四点を指摘する。全て信用事業に関連するものだ。なぜこれが「流通過程の共同化」なのか、筆者には一向に理解できないが、それはさておいて、個々の点について若干検討しておこう。

第一に、①は単なる程度の差にすぎない。貯金額が二〇年から二七年にかけて約二・七倍に増加したことが、いかなる脈絡で争議終息の問題と結びつくのか。少なくともそれは、農民的小商品生産の組織的育成とは無関係の問題だ。また、貸付の問題にしても、同期間に約一・五倍に増加しているが、対象となつた階層及び用途の内訳は、一八年と二六年ではほとんど差がない。この点は大門氏も指摘している点だ。

第二に、③④についても問題が残る。まず④は二八年度だけのことだから、問題外。また、③は、二三～二五年にかけて実施された。なるほど、これは抽象的には階級有和策といつていい。が、大門氏は、これについては実施人員一七名という以外に何も明らかにしていない。争議との関連はむろん不明だ。加えて、自創事業が実施されたとしても、それは論理的には「農民的小商品生産の組織的育成」と関係のない問題であろう（ただし、これは四つの点全てに

いえることだが）。

唯一注目をひくのが②だが、これにも問題がある。第一、果樹畠購入資金の貸付と単なる土地購入資金の貸付を区別しても意味はない。そこで、両者の合計人數を一八年と二六年でみると、前者が二六名に対して後者は二四名（うち果樹畠購入資金借入者五名）と、人文的にはほとんど差がない。^{〔13〕}

なお、大門氏は、③④に関連して、三〇年代における産業組合の資金基盤の強化（農民資金の集積による）をことさら強調し、詳細に分析しているが、しかしこの点は、争議との関連ではさしあたり無視していい問題だ。なぜなら、まず時期が争議終息後一〇年以上も経過した三〇年代だということ。そして氏の議論では、産業組合の事業を通した農業生産・農家経営——単なる「農家経営」ではない——の動向変化こそが問題なのだから。

ところで、ここで注目したいのは、大門氏の実証作業を行なう際の着眼点だ。すなわち、氏は、産業組合の経営動向を、農家経営——氏によれば「農家経営」だが、単なる信用事業を通しての「密着」にすぎないので厳密には「農家経営」とすべきだ——との「密着度」という問題に即して検討している。「資本主義に対し従来より一步進んだところで対応することが、農民に経済主義を観念させる上での不可欠のポイント」という認識に立つてだ。

しかし第一に、大門氏が述べていることは、所詮程度差にすぎない。まず、「一步進んだところ」というが、具体的に「どの地点」から「どの地点」への前進か。また、事実に即していえば、産業組合は一八年にはすでに七八%の農家を組織していた。上述の如く事業も、程度差はともあれ一〇年代末と内容的に異なるところはなかった。つまり、この時点でも産業組合と農家経営はそれなりに「密着」していたのだ。しかるに、直後に争議が発生した。この事実は、では、「密着」論からいかに説明されるのか。争議との関連で「密着度」を云々するからには、せめてこれ

1920年代の農村支配体制に関する覚書

らの点について的確な解答が与えられねばならない。

第二に、農民が「資本主義に対し……対応する」といつても、大門氏が「〇〇年代について指摘している」とは、全て信用事業に関する事で、農民的小商品生産の組織的育成の問題が、ここでは非常に漠然とした、單なる産業組合と農家経済の「密着」という問題にすりかえられている。

「農民的小商品生産の組織的育成」というからには、まさに産業組合と農業生産・農家経営の接触が問題とされねばならない。事業では、指摘するまでもなく販売事業と利用事業（もとより「接觸」の意味は両事業で異なる）がこれに該当する。

網代村産業組合で販売事業が開始されたのは、昭和恐慌下の三一年であり、その本格化は、三〇年代後半であった。また利用事業は戦前には行なわれてないようだ。

以上の点からして、三〇年代以降はともかくとして、一〇年代の網代村に、産業組合による「農民的小商品生産の組織的育成」があつたとする大門氏の議論には、根本的な疑念を抱かざるをえない。

(1) 斎藤仁「農村協同組合の組織基盤としての村落」（東京農業大学『農村研究』第四四号、一九七七年、一三三頁）。

(2) 代表的なものに、大内力「資本主義的商品經濟と農業」（東畑精一・宇野弘蔵編『日本資本主義と農業』岩波書店、一九五九年、所収）がある。なお、産業組合の研究は戦前以来厖大な蓄積を有しており、その階級的性格の規定に關しても種々の見解が存在する。そうした研究史の動向については、千葉修「農村産業組合史研究の動向」（『農業総合研究』第三三卷第四号、一九七九年）に譲る。

(3) 大門、前掲論文、八頁。以下、特に断わりない限り引用は全て同論文による。

(4) 『岐阜県史』（通史篇・近代下）巖南堂書店、一九七二年、七〇八頁。

(5) 協同組合研究所『村と協同組合』一九五七年、九四頁。なお、同書は、戦前・戦後の網代村に関する極めて詳細な調査報告書である。ちなみに、産業組合の経営分析を行なった後半部分を除けば、大門氏の議論は、論点も含めてほとんど同書すでに指摘されていた点である。

といつてよい。例えば、農家小組合・産業組合が争議を鎮静させたという論点も、同書の、戦前小作争議を扱った部分における一つのポイントであった。すなわち、「こらした農会（勧農会・庄司）を中心とした部落再編による農民斗争の抑圧とならんで、産業組合が、その鎮静者和にひと役かっていることが多分のところはできない」（同書、1111頁）、また「このよぶな状態のなかで、産業組合は漸次その社会的な力をもつよめていく。その象徴は、則松区の中級地主である産業組合長武井喜七氏が、大正一年に、組合長のまま村長・農会長を兼ねるということではなかつたか」（同書、134頁）等々の指摘。

- (6) 前掲『岐阜県史』708頁。
- (7) 前掲『村と協同組合』90頁。
- (8) 農林省農務局『一九二八年・小作年報』。
- (9) 前掲『岐阜県史』713頁。原資料は、岐阜県警察部「小作問題篇」一九二三年。
- (10) 前掲『村と協同組合』15頁。
- (11) 同右、318頁。
- (12) 同右、93～101頁。
- (13) ただ、開墾＝「生産過程の部分的共同化」という大門氏の理解も、理論的に問題がないわけではない。すなわち、開墾は耕地＝生産条件の共同整備という意味で広義の「生産過程の共同化」に含めうる。けれども、それは、生産過程そのものの共同でないから、狭義の生産共同化、つまり共同栽培・共同作業・共同経営等とは区別されねばならない。そして共同化が部分的か完全かという区別は、後者の中でなされるものだ（詳しくは、綿谷糸夫「戦後ににおける農業共同化の発展とその問題点」〔著作集〕第三巻、農林統計協会、一九七九年、所収）参考照。
- (14) ただ一点だけ指摘すれば、こうした大門氏の把握の根底には、部落（大字）と商品経済を対立的に理解する理論的傾向（広範にみられる傾向だが）がありはしないか。しかしながら、その自治村落としての形成がそもそも商品経済関係の一定の浸透を前提にしていたことでも明らかなる如く、両者は決して矛盾・対立した関係ではない。詳細は前掲、斎藤論文、参照。
- (15) 前掲『村と協同組合』21頁、121頁。
- (16) 同右、一一六頁。
- (17) 同右、221頁。
- (18) 前掲、大門論文、表10参考照。

一 農家小組合の展開とその論理

大門・森西氏の議論における一つのポイントは、大門氏がいうところの、「農家小組合・産業組合による「農民的小商品生産の組織的育成」」の問題にある。もとより、その存在が明らかになったとしても、農家小組合・産業組合の争議解決機能を主張するには、なお多くの論証を必要とする。ましてや、二〇年代の農村支配に関する議論は、これらの問題が充分に解明された上でなければ納得のいくものとはならない。こゝした点を個別事例を通して検討したのが、大門論文だが、理論的なつめの甘さもあって、そこでは「農民的小商品生産の組織的育成」（もちろん争議との関連において）すら論証されてはいなかつた。

では、森氏の場合はどうか。大門氏の個別研究に対して、森氏は、全国的な動向を問題にする。農家小組合・産業組合の展開と、争議並びに争議調停のありようとの関連が検討されているのだが、その論証にはやはり多くの難点があるようと思われる。

ただ、ここでは、それを逐一指摘することはしない。議論を前向きにするため、筆者なりに農家小組合・産業組合の展開の全国的動向を検討する中で、二〇年代における「農民的小商品生産の組織的育成」の実態を浮き彫りにし、併せてその基底に貫く論理を剔抉してみたい。要点は、指摘するまでもなく農家小組合・産業組合と農業生産の「接觸」の問題にある。まず、本節では農家小組合について検討する。

1 一九二〇年代の到達点

a、全国的動向

森氏は、一九二〇年の農家小組合の組織率をみて、「比較的高率の組織率をもつてゐる県は、養蚕型・近畿型に集中している⁽¹⁾」と述べる。しかしながら、これは明らかに事実の誤認だ。

二八年時点における農家小組合の普及状況を示した図1をみてみよう。広範化した地域として特に注目をひくのは、中国・四国・九州の各県だ。例えば、中国では鳥取・山口を除く三県、四国では高知以外の三県、そして九州では長崎を除いた六県でそれぞれ七〇%を越える組織率が示されている。

対して、近畿の六府県あるいは群馬・埼玉・山梨・長野等の養蚕県は、全体として農家小組合が特に広範化しているとはいえない(組織率七〇%以上の府県は、前者では京都府、後者では長野県に限られる)。

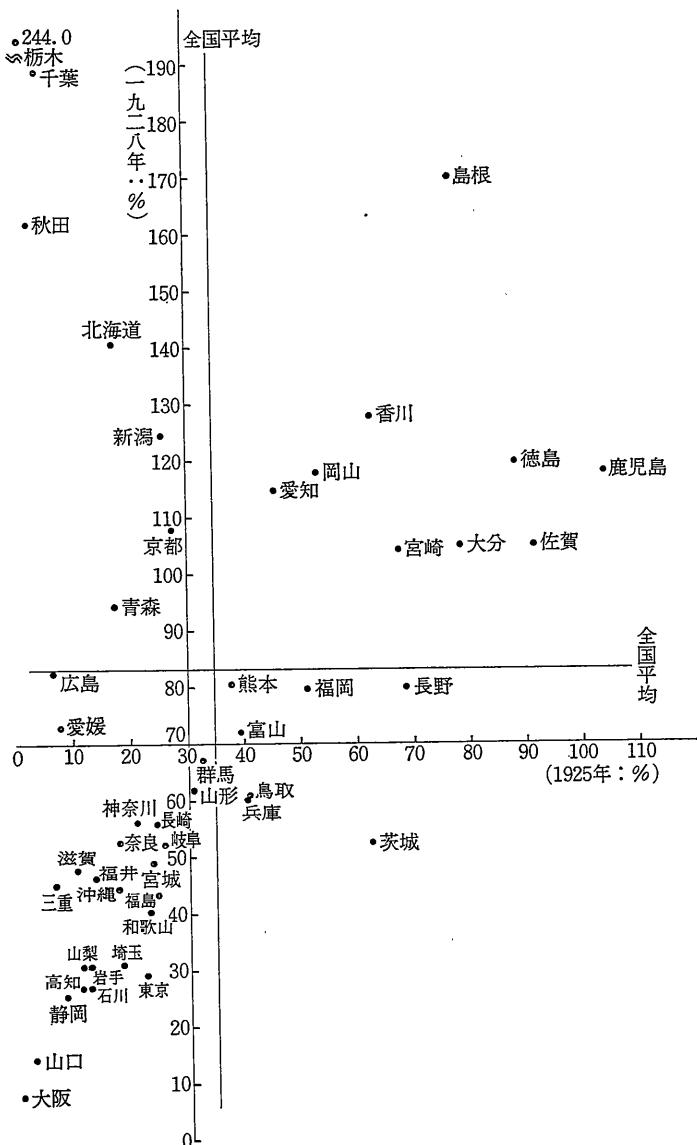
また、東北の場合、青森・秋田の両県で組織率が七〇%を越えており、特に落ち込みが顕著であるということもない。

」のように第一に、一九二〇年代の農家小組合の普及状況には、農業構造あるいは小作争議状況との間に必ずしも明確な対応関係はなかった。

ところで、この点に関連して、二五～二八年にかけての組織率の変動にも注目したい。①全国平均が三年間で三・七%から八・三・三%へと急上昇していること、②二八年における組織率七〇%以上の一二二府県のうち、北海道・青森・秋田・栃木・千葉・新潟・京都・広島・愛媛の九道府県は、二五年には組織率が全国平均を下回っていたこと、

1920年代の農村支配体制に関する覚書

図1 農家小組合の組織率



資料：農林省農務局『農家小組合ニ関スル調査』1930年。

注) 組織率は、各年次の組合員数を1928年の農家戸数で除したもの。

第2表 出荷組合の事業動向

組合名	統制比率 (%) : 取扱高 × 100 / 出荷能力)									
	0	~ 1	1 ~ 5	5 ~ 10	10 ~ 30	30 ~ 50	50 ~	100	その他	不明
八万上田洲野占川奈田野井淵島岡生野谷	タマネギ, キュウリ, ナス ゴボウ	キャベツ	ミカン タクワソ, キヤベツ, キボチャ, キュウリ	サヤエンドウ	サヤエンドウ	サヤエンドウ	サヤエンドウ	ナス	ナス	ナス
棚勝藤生寒新福櫛平富長大加茂	タマネギ, キュウリ, ナス クリ, ミカン, ナシ, マツタケ, ミカン 鶏卵, 生鶏, 鶏卵, ミカン	梅	温州ミカン ナス, 梅	温州ミカン ナス, 梅	温州ミカン ナス, 梅	温州ミカン ナス, 梅	温州ミカン ナス, 梅	ナス, キャベツ, キュウリ, カボチャ	ナス, キャベツ, キュウリ, カボチャ	ナス, キャベツ, キュウリ, カボチャ
鶏卵	ミカン	温州ミカン ナス, 梅	温州ミカン ナス, 梅	温州ミカン ナス, 梅	温州ミカン ナス, 梅	温州ミカン ナス, 梅	温州ミカン ナス, 梅	ナス, キャベツ, キュウリ, カボチャ	ナス, キャベツ, キュウリ, カボチャ	ナス, キャベツ, キュウリ, カボチャ
揚梅	米, ミカン	生鶏	タケノコ タケノコ キャベツ	タケノコ タケノコ キャベツ	タケノコ タケノコ キャベツ	タケノコ タケノコ キャベツ	タケノコ タケノコ キャベツ	ナス, キャベツ, キュウリ, カボチャ	ナス, キャベツ, キュウリ, カボチャ	ナス, キャベツ, キュウリ, カボチャ
			タケノコ	タケノコ	タケノコ	タケノコ	タケノコ	ナス, キャベツ, キュウリ, カボチャ	ナス, キャベツ, キュウリ, カボチャ	ナス, キャベツ, キュウリ, カボチャ

1920年代の農村支配体制に関する覚書

品目数 (のべ)	45	3	8	9	10	4	13	10	5	4
柿 番茶 鶏卵 生鶏 鶏卵 内 江 神 茂 半 徳	ナス、インゲン サトイモ、ズタニア キ、生鶏、鶏卵 タクワソ、米干 大根、キヤウ スイカ、瓜類 ナス、米干、コ ゼンマイ、ミツマタ	コソニャク イモ	キヤベツ ゴボウ(ほか) 蔬菜	キヤベツ ゴボウ(ほか) 蔬菜	キヤベツ サヤエンドウ 瓜類	大根(ほか)各 タクワソ	柿 温州ミカン 生鶏、 鶏卵	柿 温州ミカン タケノコ タケノコ 柿	ミカン 各種蔬菜	梅 温州ミカン タケノコ タケノコ 柿
山 椿 岐 田 川 西 畑 内 江 神 茂 半 徳	高 川 堀 川 應 松 平 島	川 川 川 内 江 神 茂 半 徳	中							

資料：徳島県農会『徳島県の農産物並副業品共同出荷組合事業成績』（1925年）より作成。
注）1. 他に事業を行なっている組合が3組合あるが、取扱高に集計が示されていないからつぶさに記載しない。

他に事業を行なっている組合が3組合あるが、取扱高に実数が示されていなかつたり、出荷能力と取扱高の単位がくじけ違つてゐるので省いた。

- 「瓜類」「各種蔬菜」とあるのは、実績の記載による（ただし、取扱品目では品目ごとの記載がある）。なお、これらは一品目として勘定した。
- 「その他」=取扱品目でないもの、「不明」=出荷能力と取扱高の単位が異なるもの。

③わけても秋田以下三県と広島・愛媛両県では10%を割っていること、以上の3点が留意点だ。

要するに、第二に、農家小組合は、10年代後半の極めて短い期間に、急激な展開・変動を遂げたということだ。以上の11つの事実は、翻つていえば、10年代の農家小組合の普及には、上からの政策的助長が非常に重要な意味を持つた、ということに他ならない。

だとすれば、農家小組合の実態に迫るには、森氏のように単にその組織率を問題にするだけでは不十分であり、さらにその実際の活動にまで立ち入った検討が必要となる。

b、事例——徳島県下出荷組合の事業動向

そこで第2表を見てみよう。同表は、13年時点における徳島県下の出荷組合の事業動向を示している。周知の如く、出荷組合は、「農家小組合ニ関スル調査」では「事業ヲ主トスルモノ」(18年)、あるいは「特殊事業を行ふ小組合」(13年)の中に分類され、狭義の「農家小組合」とは一応別の取扱いがなされている。けれども、出荷組合、といふより「事業ヲ主トスル小組合」と狭義の「農家小組合」は、農家小組合(両者を合わせたもの)が広範化した地域では、一般的に一方が伸長すれば他方は停滞するという相互代替的関係にあった。従って、出荷組合をもつて農家小組合の販売事業の全体的動向を推察しても大過はない。

さて、こりでは以下の二点に留意したい。

第一に、徳島県には13年時点で五三の出荷組合が存在した。しかしながら、実際何らかの活動をしている組合は三三組合にすぎず、との二〇組合は全くの睡眠状態にあつた。加えて、活動していくも著しく不活発な組合がかなりの数にのぼった(八万・新野・長生・浅川・川西・応神・松茂・半平山等々の各出荷組合)。

第二に、活動状況を取扱作目の構成でみても極めて低調であった。まず、三〇組合（不明の三組合を除く）がのべ一〇余りの作目を取扱うことになつてはいたが、うちのべ四五の作目は實際には扱われていない。また、扱われていても、その量は組合の出荷能力に比べると非常に僅かなものであった。例えば、一〇%未満の作目がのべ一〇も存在する一方、五〇%を越えて いるのは、のべ一一三の作目にすぎない（なお、第2表に表示されている作目の多くは半自給的性格が濃い。出荷能力に対する取扱量の割合の低さは、おそらくこの点も関連すると思われる）。

一一〇年代前半における出荷組合の活動の低調さはもはや明白であろう。⁽²⁾

2 農家小組合育成策の転換

かかる状況の單なる量的拡大——一二五～二八年にかけての農家小組合の急増という事態の内実は、このように理解できるであろう。そしてそのことは、当時の政策当局者にもよく認識されていたところだ。例えば次の如し。

④ 愛媛県の例

「初期に於ては組合設立の普及を第一目標とせる爲め普遍的に多数のものに対し補助をなしその設立を懇意せり従つて兎もすれば往々自然的結合の念に欠け唯形式のみを整へたるに過ぎざるものありて助成の途吐絶するに於て有名無実の觀を呈するに無きにしもあらざる状態なりき。／現在に於ては設置奨励或は組合運営の研究時代を経、淘汰されし比較的基礎確実なる組合に対し共同設備費事業費に対する集中補助或は優良組合、優良幹部の表彰等に経費を計上し継へ少數なりと雖も健全なる組合の發展に努めつゝあり。／即ち県当局に於ても初期の奨励方針たる普遍的助成より少數の集中補助に変遷し県農会に於ける一般農事組合助成に依るものも亦都市農会に依つて普遍化主義より集中化へ向ひつゝあり併し乍ら特殊事業を目標として行ふものの例えば出荷組合に対する助成の如きは益々その普及の途上に在るを以て幼稚なる比較的多數のものを補育しつゝある状態なり」⁽³⁾

④愛知県の例

「組合の設立普及に關しては前述の如くなるも設立したる組合に対しても其の内容の充実を図らしむる必要あり、依て県は組合員各自の氣分を緊張せしめ事業を遂行せしむる為に昭和二年二月各都市農会長に対し通牒を發し実行組合競技会の開催を奨励することとし同年五月『農事改良実行組合競技会規程準則』を翌昭和三年一月『農事改良実行組合競技会規程』を制定し補助制度により市町村又は市町村農会をして其の区域内に於ける各実行組合全部を参加せしめて競技会の開催をなさしめ組合員の研究心と興味を鼓吹し各組合間の優劣を競はしむることとし爾來之を継続施行つゝあり。尚(……)組合員を統率すべき人物を必要とするにして之等幹部の訓練及知識の涵養を図り又幹部の後継者たるべき人物を養成する目的を以て県は昭和四年三月『農事改良実行組合幹部講習会補助規程』を公布して補助金を交付し市又は都市農会をして実行組合幹部講習会を開催し組合經營法並に必須數目(科目?)・庄司)を選びて講習をなし組合幹部の養成に努めつゝあり」⁽⁴⁾

農家小組合の育成策は、一九二七・八年頃に明らかに一つの転換があつた。それまでの単なる量的拡大に代わって、事業の改善・質的強化を目的とする政策への転換、とそれは把握できる。具体的施策としては、①奨励金交付条件の変更(単なる設立奨励金から、事業内容を重視し「当該期に制定された交付規定には、概ね、事業内容が悪い組合に奨励金の返還義務を課すことが明記されるようになった」優良組合の育成に重点をおいた奨励金への転換)、②青年部・婦人部の設置、③一人一役主義・適材適所主義を原則とした役員選択、④幹部育成を目的とした講習会の開催、⑤組合間の競技会の開催などが、その代表的なものであった。⁽⁵⁾

一人一役主義・適材適所主義によつて組合員の自覚と参加意識を促す一方、青年・婦人層を換気し組合間の競争をあおることで組合員の求心性と自発性を引き出す。さらに幹部・中心人物の指導性を強化し、そして国家は、成績の良否によって農家小組合を選別していく。右の施策に内在する論理は、大づかにいってかのように整理されよう。それ

は、とりもなおさず、農家小組合育成策の、國家独立資本主義に見合う新たな展開であったといえる（従つてまた経済更生運動で推進された農家小組合育成策はかかる方向の体系的・組織的強化であったのだ）。

二〇年代後半における農家小組合の急増、にもかかわらず改めてその事業の改善・質的強化をはからねばならなかつたということ——この政策的推移の中に、何よりもよく二〇年代における農家小組合による「農民的小商品生産の組織的育成」の限界性が示されている。それは、農家小組合が「農民的小商品生産の組織的育成」をなしえないという問題性ではなく、一定の展開をみた農民的小商品生産が、農民層の自發性の微弱を故に農家小組合の組織化に充分に結びついていかないという、より深刻な問題に由来する限界性であった。

- (1) 前掲、森論文、二四〇頁。なお、森氏は、奇妙にも一九二八年の農業小組合の組織率を「地区ヲ主トスルモノ」の組合員に限定して算出している（二四一頁の表六一三参照）。「事業ヲ主トスルモノ」の組合員は除外されているわけだ。前者が九九・七%を占めた長野県の農家小組合の組織率の高率さはこうして示されることになった。けれども、農家小組合とは両者をいうのだから、やはりこれは恣意的な見方ともいはれない。事実、森氏が同表で示した農家小組合数は両者の合計となっている。
- (2) この点、調査に当った県農会の係官も次の如く述べている。すなわち、「然し乍ら今各組合を一々点検する時は優良なる組合を除きたる外は組合の区域が町村の一局部に止まり従つて出荷量の未だ僅少なるものあり或は設立後日尚浅く実際事業に着手せざるものあり亦生産物に乏しく或は事業方法に當を得ず事業進展を見ざるもの、多きは遺憾とする所にして之れ等は出荷物の増加を計るは勿論組合理事者は今一段の努力を為すと共に組合員も組合事業を理解して大いに販売改善に資する自覺を為し現代農家として当然遂行すべき共同出荷の実を挙ぐるに努むるを要す」（前掲「徳島県の農産物並副業品共同出荷組合事業成績」二一頁）。
- (3) 農林省農務局『農家小組合ニ関スル調査』一九三六年、一六〇頁。
- (4) 同右、一二五頁。
- (5) これらについては、同右、一四一、一六三頁に記述された各県の農家小組合沿革概要を参照せよ。

三 産業組合——販売事業——の展開とその論理

信用事業への著しい偏重と、かたや農家経営の動向に直接関連する販売・利用事業の低迷、また生産・流通の共同化における産業組合の地位の低さ（＝部落組織・農家小組合の圧倒的な優位性）。昭和恐慌期の拡充運動展開以前における産業組合の事業的限界として、これらの点はつとに指摘されてきた。⁽¹⁾

さらに、前述の如く、二七・八年頃より農家小組合の活性化・事業改善を目的とした種々の方策がとられたまさに、その後に、農家小組合を下部組織として利用する形で産業組合の質的強化がはかられたという事実。

この一連の事実にすでに、産業組合の農業生産との「接触」の度合が、農家小組合以上に稀薄であったことが端的に示されている。

1 全国的動向

この点をひとまず確認した上で、ここでは二〇年代における産業組合の展開とその論理を、販売事業の動向に即して検討してみたい。販売事業に特に注目するのは、産業組合と農業生産との「接触」のありよう、そしてそれに規定された農村・農民層の組織化の度合は、結局、販売事業の動向に照應する、と考えるからに他ならない（利用事業も同じく重要だが、それが販売事業以上に低調であったことは既に周知のことなのでここでは省略する）。

a、販売共同化の限界性⁽¹⁾

二〇年代における販売事業の低調さについては、従来二つの点が指摘されてきた。一つは、表向き販売組合とそれな

1920年代の農村支配体制に関する覚書

第3表 販売事業の動向 (単位: %, 千円, 名)

	販売組合数 (A)	うち事業実行 組合数 (B)	(B)/(A)	1組合当り 販売金額	1組合当り 組合員数
東北六県	1919	471	200(100)	47.1	44
	22	533	172(86)	32.3	30
	24	508	222(111)	43.7	22
	26	531	180(90)	33.9	76
	28	542	194(97)	35.8	72
	30	590	250(125)	42.4	59
	32	999	532(266)	53.3	36
	36	1,477	1,025(513)	69.4	47
					306
近畿六府県	19	655	253(100)	38.6	43
	22	833	316(125)	37.9	34
	24	888	355(140)	40.0	43
	26	892	427(169)	47.9	45
	28	878	495(196)	56.4	44
	30	936	539(213)	57.6	35
	32	909	555(219)	61.1	37
	36	1,477	1,050(415)	71.1	48
					380
全国	19	5,710	2,557(100)	44.8	73
	22	6,976	2,655(104)	38.1	59
	24	7,396	3,010(118)	40.7	65
	26	7,541	3,149(123)	41.8	70
	28	7,515	3,526(138)	46.9	70
	30	7,777	4,040(158)	51.9	48
	32	9,257	5,673(225)	61.3	41
	36	12,766	9,601(375)	75.2	50
					360

資料: 各年『産業組合要覧』より作成。

注) () 内は1919年=100とした時の指数。

がらその中に相当数の休眠組合が存在したこと、いま一つは、事業面における、農産物販売量に対する産業組合取扱分の割合の低さと、その米への偏重、である。^③

販売事業の低調さの意味をさらに鮮明にするため、第3表を示した。これによると、販売事業の展開には、東北と近畿の間で以下の差異があった。第一に、「実行組合」と表記

する。一方、販売事業を行なつていらない販売組合を「不実行組合」と表記する)の数は、一〇年代初めにすでに近畿が倍近く多い上に、その後も、東北＝停滞、近畿＝漸増という異なる推移をたどった。第二に、その増加のテンポは、全国的にも近畿はかなり急速であった。そして第三に、一組合当たりの組合員数(ただし、「実行組合」のみの調査はないので「不実行組合」も含めた数字を見る他ない)も、近畿は一〇年代一貫して東北を上回っていたのみならず、全国的にも高い水準にあった。

これらの点からしても、販売事業の展開の基底に、農民的小商品生産の発展があったという一般的理解は、ますや疑いないと思われる。

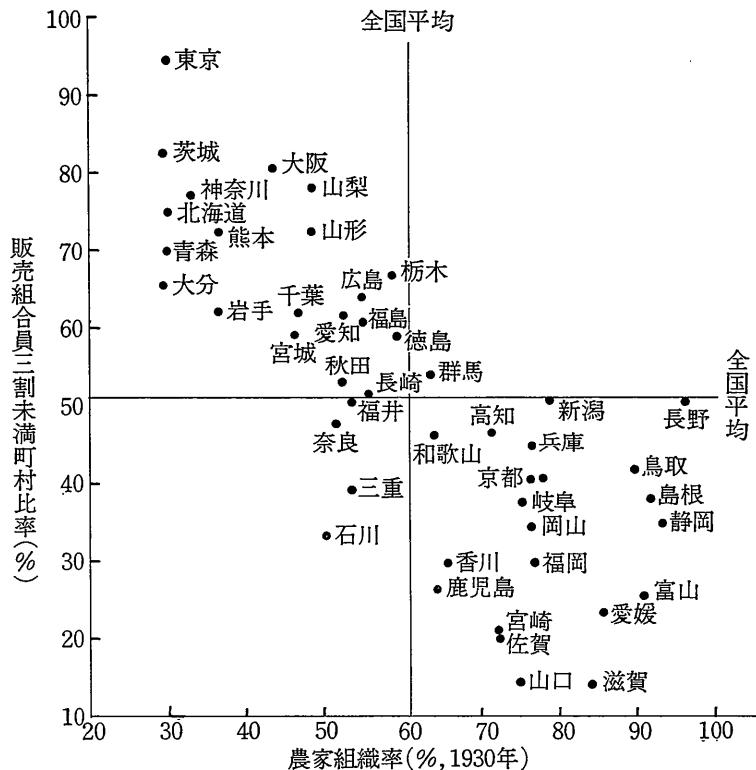
しかしながら、問題は、その中身にある。販売事業の展開が全国レベルを越えていた近畿でも、中身に立ち入ってみると以下のようないわゆる問題があつた。第一に、二八年になつてもまだ、販売組合の中に「不実行組合」が四四%も存在した。第二に、一組合当たりの販売金額の推移をみると、二〇年代にはほとんど変化がない。その意味で、当該期の販売事業の展開は、まさしく外延的拡大、内包的停滞の内実を有していた。そして第三に、第二の点とも関連するが、一組合当たりの販売金額は、二〇年代を通して全国平均の五〇～六〇%台であったのみならず、二六年には東北にも逆転される。

右の諸点は何を意味するか。最重要な点は、二〇年代にはまだ、農民的小商品生産の発展は一義的・直線的に販売事業の展開に結びつかなかつたということだ。販売共同化に対する農民層の自発性の弱さ、産業組合の争議解決機能の限界性は、まずこの点で、論理的に与えられる。

b、販売共同化の限界性(2)

1920年代の農村支配体制に関する覚書

図2 販売事業展開の地域的差異（全国）



資料：農林省経済更生部『産業組合普及状況調査』1932年、農林省農務局『1930年・産業組合要覧』より作成。

争議の沈静化との関連で販売共同化の実態を把握するには、いま一つその空間的広がりの問題が明らかにされねばならない。

そこで、図2をみられたい。

これは、「実行組合」の組合員数が総戸数の三割未満である市町村の割合と、産業組合の農家組織率を府県別に示している。

時点は一九三一年、二〇年代争議の沈静化との関連をみると、時期がやや遅いが、前述の如く、二七・八年（争議が急速に沈静化に向かう）から三年にかけては販売事業の展開もさほど急激ではなかつたのでさしたる問題はない。

また、組合員三割未満という基準は、確たる理由に基づいて設定したわけではない。産業組合の社会的機能（存在したと仮定したことだが）、例えば、販売共同化によって村内で争議参加者を孤立させていくようなことは、かかる範囲では凡そ不可能だ、という一つの類推があるにすぎない。

さて、同図によると、組合員三割未満の市町村（以下、「A」と略記する）は全国で五一%にも達する。地域的には、改めて指摘するまでもなく、近畿の諸府県でAの割合が少なく（全国平均以上は大阪府のみ）、東北の諸県で多い（六県全てが全国平均を上回る）。販売事業の基底を貫く条件が、農民的小商品生産の発展であったことは、この点からも確認される。

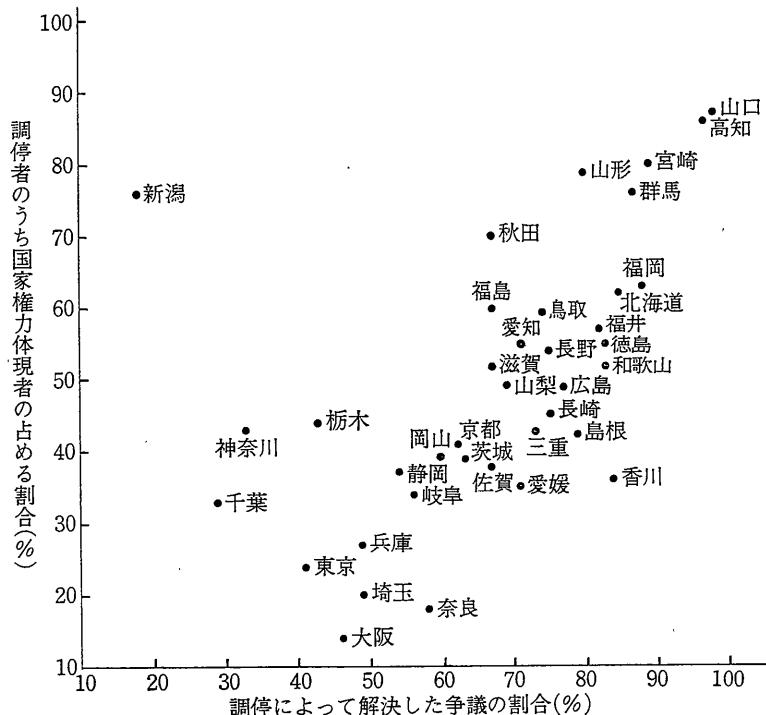
しかしながら、問題は以下の二点にある。第一に、Aの割合が近畿の諸府県で少ないとはいえ、それは東北の諸県と比べてのことであり、全国的には中位にあったこと。割合の少ない地域は、山口・愛媛・佐賀県等、中国・四国・九州に多く存在する。ちなみに、これらの諸県は、前述の如く農家小組合が最も広範囲に普及した地域であることにも留意しておきたい。

第二は、近畿での大阪府の位置である。Aの割合は八〇%を越えるが、その大部分は販売組合員が全く存在しない市町村であった（その割合は全体の七六%）。この理由については独自の検討を必要とするが、さしあたり注目すべきことは、Aの割合が多い地域には、大阪府の他に、東京・神奈川等の都市化が進んだ府県が含まれていた点だ。

販売共同化への農民層の自発性は、農民的小商品生産の発展と必ずしも相即的でなかつたことが、ここで一層鮮明になつた。また、大阪府の状況は、販売共同化と争議沈静化の間にはほとんど関連がなかつたことを示唆するものとして注目に値しよう。大阪府が兵庫県と並ぶ争議先進地域であるだけに、それは単なる個別事例的問題にどどまら

1920年代の農村支配体制に関する覚書

図3 争議調停の地域的差異



資料：各年『小作年報』より作成。

- 注) 1. 争議件数が20件に達しない県（青森・岩手・宮城・富山・石川・熊本・大分・鹿児島の各県）は除いた。
 2. 1926・27・28の3ヶ年の平均。

ない。

c、販売共同化と争議沈静化の関連

さて、以下では、販売共同化と争議沈静化の関連をより直截にみてみよう。

問題にしたいのは、販売共同化の空間的広がりと争議の解決形態との関連である。後者の問題として、ここでは、①調停によって解決した争議の割合と、②その中で法上調停と法外調停および警察官の調停の合計が占める割合をみるとこととした。①と②は、国

3を見るまでもなく相関関係にある。また、一九二六年二月

八年の時期であり土地争議の問題——「後進地域」・「中間地域」の場合、特に重要な意味を持つ——はさしあたり無視してよい。

森氏がいう如く、二〇年代の争議が、基本的に、産業組合による「農民の農事改良中心主義、経済主義への追い込み」で解决するような質のものなら、販売共同化が広範化した地域では、争議の「自主的」解决（当事者の直接交渉、あるいは調停の場合でも地方有力者の仲介によって解决すること）の割合は、当然多くなるはずだ。実際、森氏も、「この協同組合主義が争議を未然に防止し、調停法の介入を比較的抑制する」と述べている。

では、実態はどうか。図2と図3を突き合わせると、森氏の想定とは異なる事実が判明する。まず、山口・愛媛・福岡・高知の諸県は、販売共同化がかなり広範化しているが、争議の解决方法は、調停、しかも国家権力の介在が最も多い地域だ。これに対して、大阪・兵庫・東京・神奈川の諸府県は、兵庫県を除いて販売共同化が最も遅れていたにもかかわらず、争議が「自主的」に解决する割合は極めて多い。

争議の解决条件については、ここでは問わない。が、販売共同化の进展度合が争議解决の方法・形態と特に関連がないということは、すなわち争議の沈静化とも無関係であった、ということに他ならない。

2 事例——兵庫県の動向

府県単位の地域区分は、区分の範囲が広いため大まかな見方しかできない難点がある。そこで次に、兵庫県を事例に、郡レベルまで降りて争議と販売共同化の関連を検討してみたい。その際、とりあえず問題は、①争議が多発した地域における販売共同化の実態と、②産業組合、わけてもその販売事業の展开条件、の二点に絞る。

a、争議多発地域における販売共同化の実態

第4表に、兵庫県における産業組合の販売事業の動向を、争議多発地域と僅少地域に分けて示した。これから以下の点が判明する。第一に、販売組合全体に占める「実行組合」の割合は、一九二一年には、僅少地域の三〇・五%に対して、多発地域では三六・三%と、後者が六ポイント弱高い。多発地域は、概ね県内の高位生産力地帯に属するので（後出第6表参照）、この差は、農民的小商品生産の展開差に相即応したものと考えてよい。

しかし第二に、その後は、そうした経済的条件と乖離した動きが示されている。すなわち、「実行組合」は、二一～二七年にかけて一二〇から一六八に増加するが、その大部分は僅少地域に属する。多発地域では、七三から八〇へと僅か七の増加に止まるのだ。しかも第三に、多発地域を郡別に細かくみると、増加した地域は、揖保・宍粟・飾磨の三郡にほぼ限られ、他の郡では、ほとんど変化がないか、増加していくも「実行組合」の比重がそもそも小さかった。

二七年時点の、争議多発地域における販売共同化の広がりは、農家戸数に対する「実行組合」組合員数の割合別市町村数を示した第5表で具体的にみることができる。この組合員には非農家も含まれるから、当然その割合は実際の農家割合よりも高目に出る。それでも、当該地域全体における販売共同化の低調さは歴然としている。

販売共同化の低調さ、しかもそれが一〇年代を通してほとんど変化しなかつたこと。このことを、争議多発地域で最も端的に示しているのが、実は、武庫・川辺・明石・加古・印南郡といった、県内における争議中心地域であったのだ。

販売共同化と争議の沈静化との間に特に関連がなかつたことは、もはや疑いないとと思う。

b、二〇年代における販売事業の展開条件

第4表 争議との関連でみた販売事業の展開

郡 名	1921		1927		1937	
	販売組合数 (A)	うち事業実行組合数 (B)	(A)	(B)	(A)	(B)
争 議 多 発 地 域	武庫	3	1	2	2	2
	川辺	26	6	17	7	14
	明石	11	4	2	1	2
	美嚢	20	14	12	6	9
	加東	11	3	6	2	7
	加古	5	2	6	4	12
	印南	6	1	8	3	8
	磨	20	9	21	12	22
	飾神	14	2	9	4	14
	崎保	46	14	35	23	38
	宍粟	18	5	18	9	18
	三原	21	12	23	7	15
	小計	201	73	159	80	161
						108
争 議 僅 少 地 域	有馬	11	4	11	3	12
	多可	15	2	9	5	14
	加西	8	6	5	5	8
	赤穂	13	1	12	8	11
	佐用	7	2	7	3	10
	城崎	18	5	13	10	23
	出石	5	1	7	4	7
	父養	3	1	1	1	3
	朝来	2	1	6	3	5
	美方	3	2	3	1	7
	氷上	8	2	20	16	27
	多紀	36	8	24	15	22
	津名	25	12	28	14	24
	小計	154	47	146	88	173
						111

資料：各年『兵庫県産業組合要覧』より作成。

注) 争議多発地域と僅少地域の区別については、前掲、拙稿「小作争議と地主制の後退」参照。

1920年代の農村支配体制に関する覚書

第5表 販売事業実行組合の組織率別町村数（争議多発地域）

郡名	0	1~9	10~19	20~29	30~49	50~69	70~(%)	計
武庫	17		1				1	19
川辺	10	2	1			1		14
明石	10				1	1		11
美嚢	7	1	1				1	11
加東	13				1		2	15
加古	12			1	2			15
印南	14						1	15
飾磨	16	1	1		1		7	27
神崎	15						3	18
揖保	12	2			3	1	10	28
宍粟	12		1		1		4	19
三原	11	1	1		3	2	3	21
合計	149	7	6	1	11	6	32	213

資料：『1927年・兵庫県産業組合要覧』、市町村数と農家戸数は『1928年・兵庫県統計書』による。

- 注) 1. 加古・印南両郡には、複数町村にまたがる販売組合が各々1つ存在するが、省略した。また宍粟郡の市町村の合計が合わないのは、組合員数不詳の組合が1つ存在するからである。
2. 明らかに農民の組合でないとと思われるもの、例えば、揖保郡の「素麺購買販売組合」、三原郡の「製瓦販売購買利用組合」等は除外した。

ところで、右の武庫以下の各郡は、地理的には、瀬戸内沿岸の都市的地域ないしその周辺に存在した。従って、上述の点には、大坂・神奈川・東京の各府県で販売共同化が低調であったという全国レベルと共通した問題が内包されている。

そこで、先の②の問題を検討してみよう。

まず、第6表に、兵庫県の農業地帯構成を示した。とりあえず「実行組合」の農家組織率が二〇%以上の一二郡(図4参照)を販売共同化が広範化した地域として一括し、その特徴をみれば、以下の点が指摘できる。まず、一戸当たりの農産物価額を見てみよう。一二郡のうち、県平均の六八四円以上は三原郡のみであり、五〇〇円台には二郡、そして四〇〇円台も四郡存在した。関連して注目したいのは、美嚢・加東・神崎の三郡である。三郡で

第6表 兵庫県の農業地帯構成

(単位: %, 円, 石)

郡 名	農産物価額構成					農家一戸当たり農産物価額	米反収	経営規模	耕種面積	農家構成	農業負担率
	米	麦	園芸・工芸	畜産	計						
武庫	42.1	4.8	23.3	0.1	22.1	4,884(100)	1,050	2.9	44.3	17.6	2.18
川辺	63.9	9.4	8.8	—	5.8	5,867(〃)	813	2.9	39.0	16.1	2.09
有馬	80.4	3.6	6.0	0.9	5.1	4,207(〃)	825	2.5	24.3	41.2	1.59
明石	57.2	15.8	15.9	—	3.9	6,187(〃)	951	2.3	22.7	41.8	1.85
美嚢	80.6	5.0	4.9	0.1	4.2	4,204(〃)	837	2.5	30.1	38.8	1.38
加東	73.9	8.7	5.6	0.4	5.5	5,562(〃)	731	2.4	33.9	24.3	1.55
○多可	68.3	11.1	5.5	7.0	3.6	3,397(〃)	577	2.5	48.8	10.0	1.51
○加西	70.1	12.6	5.2	0.6	4.7	4,397(〃)	676	2.2	38.6	20.4	1.54
○加印	59.5	14.7	4.2	—	6.7	6,656(〃)	867	2.6	35.1	24.8	1.71
○神崎	52.9	13.2	7.2	—	19.3	5,217(〃)	739	2.9	50.8	9.0	1.79
○飾磨	62.5	18.5	8.3	1.1	4.8	6,747(〃)	638	2.7	43.7	8.8	1.65
○赤穂	57.5	14.3	5.3	3.7	6.4	6,425(〃)	744	2.7	42.7	9.1	1.65
○揖保	62.1	21.6	6.5	0.9	4.5	8,312(〃)	662	2.7	41.0	7.1	1.47
○赤用	63.6	13.4	10.7	2.2	3.5	3,991(〃)	521	2.5	52.3	4.7	1.50
○佐用	54.1	7.9	21.2	3.5	2,437(〃)	497	2.4	51.0	9.3	1.16	

1920年代の農村支配体制に関する覚書

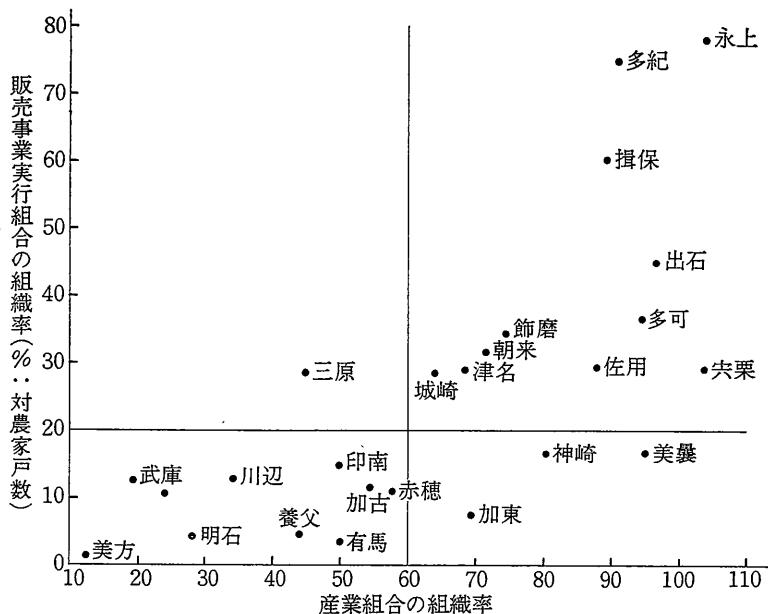
べ。

○共 栗 崎 嶺	56.9	10.9	6.5	15.5	6.0	3,789(〃)	481	2.5	60.4	2.6	1.27
○城 出 義 朝 美	48.2	2.1	7.4	31.7	3.5	4,443(〃)	461	2.6	50.2	14.3	1.55
○父 来 方 上 紀 名 原	52.8	2.9	6.4	30.5	3.4	1,901(〃)	499	2.0	44.7	13.8	1.85
○父 来 方 上 紀 名 原	31.8	4.4	6.9	45.0	3.4	4,119(〃)	583	2.7	59.3	5.9	1.73
○父 来 方 上 紀 名 原	41.6	6.4	4.7	34.1	4.5	2,561(〃)	609	2.2	54.7	7.6	1.87
○父 来 方 上 紀 名 原	49.8	1.3	10.0	26.6	4.4	2,828(〃)	419	2.4	58.7	7.0	1.22
○父 来 方 上 紀 名 原	59.3	6.7	5.4	18.2	5.0	6,434(〃)	556	2.5	45.4	12.8	1.33
○父 来 方 上 紀 名 原	75.8	3.2	6.5	3.4	5.7	4,260(〃)	608	2.6	32.2	29.1	1.41
○父 来 方 上 紀 名 原	63.9	9.9	8.3	0.1	9.9	6,373(〃)	623	3.0	46.2	7.6	1.37
○父 来 方 上 紀 名 原	58.8	17.5	8.1	0.2	11.2	6,754(〃)	789	2.7	18.5	15.8	1.30
合計・平均	69.8	12.0	8.4	8.5	10.8	126,830(〃)	684	2.6	42.8	14.9	1.56

資料：『1927年・兵庫県統計書』。米反収は1926・27・28年の平均、農業負担（ただし、稻作1反当たり）は1927年の数字。それぞれ兵庫県内務部『稻作経済調査』による。
注）印は販売共同化が広範化した地域。

た、産業組合の組織率が六〇%を越えたことはあるまいが、販売共同化は相対的に盛んなやうだ（川崎山の「新規に組合」の組合員は一〇〇%に達した——図4参照）。ふつて、川崎の場合は、一九二七の農産物価額は金一七〇〇円を越へていた。一方、当時の農産物価額は農業所得といふべき、右の事実など、農業所得の全般的な底辺性が示すやうに、ふるさとへん。

図4 販売事業展開の地域的差異（兵庫県）



資料：『1927年・兵庫県産業組合要覧』より作成。

注) 産業組合、販売事業実行組合の組合員数はそれぞれ非農家も含む。

では、その規定条件は何か。それはまず、単なる農業構造や生産力の問題ではなかつた。例えば、飾磨・揖保・城崎・多紀・津名・三原の各郡では、稲作の反収は県平均を上回っていたし、蔬菜・果樹等の商業的農業の展開も別に立ち遅れてはいない。また、西播の一部ないし但馬等の養蚕地域で比較的広範にわたっていることは事実である。が、養蚕の有無・厚薄が販売共同化の進展を規定したとは必ずしもいえない。飾磨・揖保・多紀・津名・三原の各郡における養蚕の比重は、無視しうるものであった。農業所得の全般的な低位性は、ひとえに農家構成に照應した。一二郡についてその経営規模構成をみると、一町以上層が県平均の一五%を越えるのは、多紀・三原両郡のみであり、他はほとんどが一〇%以下で

あつた。概ね一〇%前後、中に有馬・明石・美嚢のようないに四〇%にも達する諸郡を包摂した東播地域と対比すれば、その位置は明白である。

いわば中農層のうすい存在、これが販売共同化のバネになつたといえよう。ただ念のためにいえば、それは、貧農・半プロ層が販売事業の担い手であったということを意味するものではない。

ここで留意したいのは、販売共同化が広範化した地域の周辺性——山間的性格が濃い地域もかなり多い——という問題である。中農層のうすい存在（農民層分解の緩慢さの反映に他ならない）や農産物市場条件の不利さ等は、つまりところ、この点に淵源する。

農業的条件の劣悪さに規定された一種の「閉塞状況」——一〇年代における販売共同化の嘗みは、こうした状況を突き破ろうとする農民層の集団的な經營対応として把えるべきであろう。農民的小商品生産の発展が販売共同化の前提であることは間違いないが、それにはこのような経済的・地理的バイアスがかかっていた。

周辺性ということから必然的に想定されるいま一つの問題、すなわち地主的土所有の後退や部落結合の弛緩の緩慢さを併せ考慮すれば、販売共同化と争議は、少なくとも一〇年代においては、論理的に対抗的といつより並行的な関連にあつた（争議が頻発する地域では、そもそも販売共同化＝「農民的小商品生産の組織的育成」の条件も局限されていたといふ意味）、といわねばならない。

- (1) 代表的な研究として、『協同組合と農業問題』（改造社、一九三一年）、『日本農業の展開過程』（岩波書店、一九三六年）、「現代産業組合の批判」（『農村問題の諸相』岩波書店、一九三八年、所収）等の東畠精一氏の一連の著作があげられる。
- (2) 共同販売の経済的メリットは、一般的には商人資本の前期的収奪の排除にあるといつてよいが、その組織化機能の問題、すなわち農業生

産・農家経営との関連では、販売市場の安定的確保という契機が決定的に重要なと想われる。

- (3) 前掲、東畠論文、参照。
- (4) 前掲、森論文、二五一頁。
- (5) 同上、二五一頁。

四 大門・森説の論理的難点と「協調体制」論の若干の展開

これまで二〇年代における農家小組合・産業組合の展開の程度と論理を、特に販売事業の動向に焦点を合わせて検討してきた。それは、大門氏がいう「産業組合・農家小組合による農民的小商品生産の組織的育成」の実態を一般的に確定せんがためであった。

その際、両氏の議論に内在して、その論拠を筆者なりに検証するという方法をとった。販売事業の動向に注目したという点に、なお観点・方法に関する議論の余地は存在する。が、少なくとも、本稿の検討の範囲では、二〇年代において「農民的小商品生産の組織的育成」が争議を終息させたといいうる根拠は、事実の上でも、かつまた論理的にも何一つみい出しえなかつた。⁽¹⁾ というより、両氏にあっては、農家小組合・産業組合による農村・農民層の組織化といいながら、その内実（論理とメカニズム）は何も明らかにされていないというのが実際であった。

この点については、もはやこれ以上言及することはない。以下では、二〇年代の農村支配に関する両氏の見解の論理的難点を検討した上で、「協調体制」論について若干の知見を付加したい。

1 「概念」なき争議理解

二〇年代の農村支配に関する大門・森両氏の見解は、当然のことながら、農家小組合・産業組合が争議解決機能を持つていたということを論理的に前提とする。となれば、二〇年代争議の沈静化と農家小組合・産業組合の展開の間に決定的な関連がないことが判明した以上、両氏の議論の論拠もすでになくなつたわけだが、ここでは争議終息の論理・メカニズムに関する両氏の理論的理解を整理し（裏証上の難点はすでに大門論文に即して詳論した）、この面から両氏の見解の問題点を明らかにしよう。

両氏が「協同主義」による争議の解決を主張する際、提示する論拠は、農家小組合・産業組合の展開と小作争議沈静化の時間的・空間的重なりがほとんど唯一のものといってよい。しかし、この点のみをもって両者の間の因果関係の存在を主張するのは、実に乱暴な議論という他ない。両者の関連について当然論理的説明がなければならない。

農村支配に関する両氏の見解が筆者にはひどく強引に思われ、また納得いきかねるのは、ひとえに右のような問題性による。そしてそれは、窮屈的には、両氏の議論では争議の問題が充分に解明されていないためと思われる。

争議終息の論理・メカニズムに関する両氏の理解は、非常に単純であり、とりたてて目新しいものでもない。それは、①産業組合・農家小組合による農民的小商品生産の組織的育成→②小作農民のプチブル性の強化→③争議の沈静化、という脈絡で把握される。

①→②の論理的関連を別にすれば、この理解自体は誤りではない。が、説明として著しく不十分だ。個々の点あるいは相互の関連について、実証的にも論理的にもさらにつめた考察が必要であるといえよう（実際、現在の小作争議研究はすでにその水準に到達しつつある、というのが筆者の認識だ）。

例えは、②にしても、ただ小作農民層の二面性を指摘するだけでは、問題の解決にはならない。第一、争議自体が

すでに小ブル性を持ち、そうしたものとして当該期の既成秩序に対する変革の運動となつたのだから。一面で争議の条件、が、他方ではその沈静化の条件をも準備したという農民的小商品生産の二面性についての統一的把握——このためには、農村・農民層に対する資本主義の規定性を含めた争議の構造を確定することが不可欠だ。

また、②と③の論理的関連についての説明も、争議の性格、すなわち「協調主義」ではなく「協同主義」＝経済主義的諸条件の実現（こうした区別・対置が正当か否かも議論の要する点だ）によって沈静化する争議とは、いかなる構造のものか、という点が明確にされねば、到底説得力は持たない。

いざれにせよ、さしあたり二〇年代の争議対策という面での農村支配の構造を問題にするのであれば、「経済主義的」な争議終息の論理・メカニズムの解明が、厳密な争議分析としてなされねばならない。

それは、生産力主義に陥らないための不可欠の要件だ（両氏の議論にかかる傾向のあることは否定しえないと思われる）。そればかりではない。これが欠如すれば、筆者の「協調体制」論への批判にしても、両氏の議論が実際そうなつている如く、単に位置づけを争うだけの議論、あるいは「協調主義」に対して「協同主義」を対置するだけの議論（要するに「水かけ論」となり、生産的な相互批判と、それによる一定の理論的成果の結実は期待しがたいと思われる⁽²⁾）。

指摘するまでもなく、問題はしかし、「協調主義」・「協同主義」の各々の政策的意味の解明と、それを踏まえた両者の政策的関連の論理化でなければならぬ。

2 政策史把握の方法的難点

そこで次に、「協調体制」論に対する両氏の批判の問題点を検討してみよう。先述の如く、それは、一言でいえば、

筆者が協調体制及び小作調停法を過大評価しているという点にある。すなわち、それらは「十分な争議解決能力を持つていなかつた」⁽³⁾、といわれるのだ（以上は大門氏の説明）。

この批判の意味と問題点については後で述べる。いま少し両氏の主張を跡づけてみよう。

両氏は、筆者が、「『協調体制』概念で一九二〇年代を一括してとらえようと」⁽⁴⁾しているとか（森氏）、あるいは当該期の「農村支配構造を……協調体制として総括し」⁽⁵⁾していると述べる（大門氏）。が、筆者には、こうした評価自体がまづ理解しえない。

第一に、それらは、いかなる意味か。森氏は続けて、「右の『体制』概念を村落レベル以上へ適用することはともかく、これを越えて一九二〇年代の全体的規定とすることには賛成しえない」とも述べている。「村落レベル以上」というのは「村落レベル」の誤りではないかと思うが、それは別として、筆者は、これまで一貫して「協調体制」を「村落レベル」——筆者流にいえば、「生産関係レベル」——の概念として使用してきたつもりだ。拙稿「小作争議と地主制の後退」で、「協調体制」を、部落を基盤とした地主小作関係の機構的・媒介的形態（＝集団的関係）への再編として実体規定していたことを想起していただきたい。

しかしながら、森氏のように、「村落レベル」の規定と「全体的規定」を対立的に把握することには、筆者は反対だ。「協調体制」は、支配・政策の問題でもあるという意味で、二〇年代の「全体的規定」にもかかわる。すなわち、「協調体制」概念は、個別の規定であると同時に、全体的・体制的な規定もあるのだ。

第二に、「協調組合及び小作調停法が十分な争議解決能力をもつていない」とする大門氏の理解には、少なくとも二〇年代に関しては筆者は全く反対である。

協調組合あるいは小作調停法それ自体が、争議解決能力を持つのではない。争議→地主の譲歩を前提とし、それに小作調停法の運用を通しての国家権力の方向づけが相俟つて、協調組合の設立、あるいは小作法的秩序＝協調体制の成立ということになる。その意味で、大門氏の表現は厳密さを欠く。

その点はさておいても、大門氏の先の議論は、二様の理解が可能である。第一は、争議の質・性格に規定された限界性。すなわち、そもそも争議は、協調体制を突き破る鋭い質を持っていたという理解にもとづくもの。⁽⁶⁾そして第二は、逆に、争議に対する地主の対応に規定された限界性。すなわち、争議があり、加えて国家権力の方向づけがあるても、地主は協調体制への移行を日々と許容しなかつたという理解に立つもの。

両氏の立場は、紛れもなく後者である。

となれば、問題は、結局のところ、二〇年代の一般的な、争議に対する地主の対応にある。それは、裏返していえば、争議→地主制後退の程度をどうみるかの問題であり、また、争議の性格に即していえば、当該期の争議が、果して両氏のいう如く「経済主義的」に解決するような質のものとして理解できるか、という問題になる。

ところで、大門氏が、「協調組合及び小作調停法の争議解決能力の限界性」といった直後に、次の一文がある。

「重要なことは、かかる限界性、すなわち地主小作関係修正の構想が小作法に結実せず、小作調停法にとどまつたことが、昭和恐慌期の危機を催化させたこと」である⁽⁷⁾

②、すなわち戦前土地政策の法制度的展開での矮小性（国家権力の政策対応の不徹底性）と、②と③の論理的関連、すなわち②が昭和恐慌期における「危機」深化の歴史的的前提をなしたという理解は、別に誤りではない（この点は、筆者も拙稿「戦前土地政策の歴史的性格」の総括部分すでに述べておいたことだ）。

1920年代の農村支配体制に関する覚書

問題は、①と②を等置していることにある。けれども、端的にいって、小作調停法の政策的有効性と小作法が制定されなかつたことは、論理的に次元の異なる問題だ。

まず、前者の問題は、あくまでも個別的な問題領域に属する。「個別的」というのは、協調体制の成否は、ひとえに争議に直面した地主が協調体制への移行を是認するかどうかという個別的事情だけに規定される、という意味に他ならない。

これに対しても、小作法の流産は、単なる個別争議、個別地主の問題ではない。地主制、ひいては日本資本主義の構造にまで関わる問題なのだ。二〇年代争議の部分性（地域、対象地主両面での）と、個々の争議の限界性が、小作法制定の必要性を弱めはした。が、政策課題化しつつも、小作法がついに実現されなかつたその窮屈の理由は、別稿ですでに述べた如く、日本資本主義の特質に規定された地主制の構造と体制（支配体制の意味）的意味にあつたと考へるべきだ（でなければ、三〇年代、特に昭和恐慌期における土地争議の激化→「危機」先鋭化の意味も理解しえない）。

結論的にいって、大門・森両氏の「協調体制」論批判は、次元が異なる政策の、制度的枠組と機能の問題を同一視する観点が基底にある。いや、より正確にいえば、前者をもつて後者を割り切る立場である。その意味で、これまでの通説と同じ思考方法に立つものといえる（研究史的には、「経済主義的」な争議解決という新たな道具立てをもつて通説的見解に一応の論理的整合性をつけようとした点に、両氏の独自な位置があるわけだが、その実証・論理展開の不十分さ・甘さについては以上で述べた通りだ）。

しかしながら、一つの軸として運動史との関わりも組み込みつつ政策を総体的に把握するには、制度的枠組から機能の問題をひとまず切り離し、その独自な意義を明らかにした上で、両者を相互媒介的に把握していく——こうした

思考過程がぜひとも必要だと思われる。筆者の「協調体制」論も、この方法の問題を意識して提起したものであった。

3 「協調体制」の歴史的性格

かくして、問題はもとに戻つて、小作争議とそれに対する地主の個別的対応の問題に帰着する。そこで、二つの点を指摘したい。

a、二〇年代争議の一般的帰結

(1)まず、第7・8表をみられたい。これは、坂根嘉弘氏が滋賀県を事例に、調停にかかった争議について争議内容別にその調停結果を集計したもの³⁾。「集団的小作関係」争議とは、小作料減免争議で、調停条項に小作料の減免規定と集団的小作契約の規定（協調機関設置と小作料減額基準の設定を内容とする）が明記されているもの、すなわち協調体制への移行によつて解決した争議であり、「個別的小作関係」争議とは、小作料減免争議であるが小作条件の改変を伴わない争議である。また、「集団的土地関係」争議、「個別的土地関係」争議というのも、土地争議について、集団的小作関係への再編に結果したかどうかによつて区別されている。

まず①法外調停では、二六年から三〇年にかけて四九件の小作料減免争議が調停にかかっているが、うち四七件が協調体制の成立に帰結している。土地争議は九件存在するが、地主攻勢的な争議であるだけにほとんど小作条件の改変は伴わない。

一方②法上調停はどうか。小作料減免争議は二三件、うち協調体制の成立に帰結した争議は半数に満たない一〇件である。法外調停に比べ小作条件が改変された割合は著しく低い。

1920年代の農村支配体制に関する覚書

第7表 法上調停の動向

(単位：件)

	1926~30	31~35	36~40	41~45	合 計
「集団的小作関係」争議	10	27	40	37	114
「個別的小作関係」争議	13	33	47	16	109
「集団的土地関係」争議	1	2	0	0	3
「個別の土地関係」争議	15	67	114	96	292
合 計	39	129	201	149	518

注) 坂根嘉弘「小作調停法運用過程の分析」(1983年度土地制度史学会秋期学術大会報告)・報告レジメから引用。

第8表 法外調停の動向

(単位：件)

	1926~30	31~35	36~40	41~45	合 計
「集団的小作関係」争議	47	36	20	21	124
「個別的小作関係」争議	2	18	20	6	46
「集団的土地関係」争議	1	0	0	1	2
「個別の土地関係」争議	8	13	16	2	39
合 計	58	67	56	30	211

注) 表7に同じ。

①はまず問題ないとして、さて、②はどう考えられるか。第一に、法外調停に比べ、法上調停は、地主が非妥協的で複雑な争議が多かつたということだ。法上調停では土地争議の割合が多いし、また、例えば、東北と近畿の間で、二六・二七の兩年につき法上調停と法外調停の比率を比較すると、相対的に、前者では法上調停、後者では法外調停が多い(調停者=東北・小作調停法四五、小作官一九、近畿・小作調停法一〇七、小作官九二)。

ただ第二に、第7・8表には問題もある。

坂根氏は、二六・三〇年の時期を一括しているが、すでに指摘した如く⁽⁸⁾、二八年頃を転機に小作争議状況は明らかに変化する。すなわち、「後進地域」あるいは滋賀県のような「中間地域I」では当該期以降争議

件数は増加するが、多くは土地争議であったり、小作料関係争議にしても、一〇年代の「先進地域」におけるそれに比べると、全体として要求内容が後退し、また小規模化した争議が増加する。

となれば、当然、地主に対する争議の衝撃力は弱化する。加えて一方では、不況・恐慌の打撃で地主も経済的苦境に陥り、ために零細地主が争議の前面に立つことも多くなった。こうして、かかる争議では、地主が非妥協的となり、協調体制への移行は困難化せざるをえない。

坂根氏は、二六～三〇年の、「集団的小作関係」争議と「個別的小作関係」争議の一件当たりの規模も計出している。それによれば、前者は、関係地主二一・〇名、関係小作人五七・九名、関係面積二二・六町、対して、後者では、順に一・一名、六・九名、一・九町となっているのだ。⁽⁹⁾（前者が一大字かそれを若干越える範囲であったことは注目をひく）。

法上調停の「個別的小作関係」争議一三件の中には、こうした二〇年代争議とは異質の争議がかなり含まれていたに相違ない。

だがそれでも、全体では七三件の小作料減免争議のうち、六〇件が協調体制に帰結しているのだ。小作調停法の運用によつて小作法的秩序を創り出していくという国家権力の政策意図は、一〇年代の滋賀県では順調に実現したといつて間違いない。

(2)以上は、法上調停と法外調停の場合だ。が、この他、当事者の直接交渉、調停でも地方有力者の仲介によつて解決する争議が存在する。そしてそれは決して無視できない件数にのぼつた。こうした争議は、では、いかに帰結したであろうか。確証はなく類推するしかないが、さしあたり以下の二点が重要だと思う。第一に、法上調停に比べ、法外調停の場合、ほとんどの争議が協調体制に帰結している点だ。両者を比較すれば、後者の方が、調停に作用する権

力性が弱いという意味で地方有力者の調停に近い。第二に、前述のように、争議の先進的な地域はどうした「自主的」に解決する争議が多いことだ。

一般に、争議の困難化に伴って、争議解決の形態は、当事者の直接交渉→地方有力者の調停→小作官の法外調停→小作調停法による調停、へと変化する。⁽¹⁰⁾ 争議の困難化とは、この場合、争議に直面しても地主が小作条件の改変を容易に是認しないことに起因すると考えてよい。おそらく単なる一時的な争議解決条件をめぐる紛糾ではない。争議の先進的な地域で「自主的」に解決する争議が多いのは、それ故、地主との直接交渉なし地方有力者の介在によって小作人が屈服させられたということではない。そうではなくて逆に、地主の譲歩によって小作人がまさしく「自主的」に眠り込んでいたことを意味するものであろう。地主制の基盤の弱体化ないし脱農化機会の潤沢さが、地主が譲歩せざるをえなかつた、またしきた条件であったことは指摘するまでもない。

関連して、別稿すでに指摘した如く、争議の先進的な地域では、規模の大きい争議が相対的に多かつたことも想起したい（すなわち、それだけ衝撃力のある争議が多いということだ）。

争議が「自主的」に解決した場合も、概ね小作条件の改変——もちろん、その調停条項は法的効力を持たないが——を伴っていたことは、右の点からしてほぼ間違いないと思われる。

b、地主的な争議解決の問題性

二〇年代争議が一般的に協調体制の成立に帰結したことは、もはや明らかであろう。換言すれば、それは、いったん集団的争議が生起した場合、協調体制への移行が地主にとって、唯一でないとしても破綻した小作人支配の安定化には必須の条件となつた、ということに他ならない。二〇年代の争議は、それだけの運動史的意義を持ちえた。

(1)拙稿「小作争議と地主制の後退」では、この点を、不十分ながら争議の論理・要求基準の面から解明した。加えて、ここでは、二〇年代争議が激発する直前の地主小作関係の一般的なありようを、小作料減免決定の方法に即して確定し、争議→協調体制成立の必然的根拠をまず明らかにしたい。

- ①「収穫前小作人総代ノ申出ニ依リ地主実地踏査ノ上決定シ減免歩合ハ双方立会ノ上坪刈ヲ行ヒ之ヲ決定ス」
②「小作人総代ノ申出ニヨリ部落毎ニ地主小作人立会ノ上協議決定ス」

これは、京都・大阪両府の、「一九二一年・小作慣行調査」に示された小作料減免決定の方法である。要点は、小作人が減免要求を行う際に、部落を単位として、総代を選出して、いることだ。常識化した事実だが、それは重要な意味を持つ。

ところで、当該期の小作料減免決定の方法は、全国的にみた場合、以下の三つのタイプに整理できよう。^[12] 第一は、小作人が個別に減免を要求し、それを受けて地主が減免を実施するか否か、またその額について一方的に決定し、小作人にはただ結果を通告するだけの形。これは、「後進地域」あるいは九州の諸県に一般的であった。第二は、小作人が個別に減免を要求する点は同じだが、負引については小作人も「加えて」——といつても、坪刈に立会せる程度だが——決定するもの。そして第三が、総代を通しての、すなわち小作人の集団的な減免要求によるものである。これは、京都・大阪両府のみならず、兵庫・奈良県等の「先進地域」ではすでに一般化していたと思われる。

第三の形態は、小作農民の価値意識化を前提とした権利要求の内実を有する。それ故、地主は、減免額についても総代と協議するなど小作人の意向をある程度汲み取っていく用意がなければならない。もちろん、この方法では、双方の意見が対立した場合、最終的な決定権は当然地主に帰属したであろうし、また厳密には小作料の減免も制度的に

保障された形にはなっていない（協調体制との差異）。が、二〇年代の争議状況は、こうした小作人支配の非合理性が銳く問われたことをそもそも意味する。争議に直面した地主が、自ら協調体制への移行を推進するのは、以上の点で論理的にも必然のことといえよう。

(2) 二〇年代争議にとって、協調体制への移行が必須条件であり、また事実そのように帰結したとはいえ、それはあくまでも地主の讓歩が前提であり、地主がそれを拒否したならば、もちろん協調体制への移行は実現しない。実際、争議が小規模化・困難化する一方、地主の経済状態が悪化した三〇年代以降、協調体制の成立に帰結しない争議は、確かに増加する。

それは、第7・8表にも端的に示されている。例えば、三一～三五年の時期には以下のような変化があった。まず第一に、法外調停でも、小作料関係争議五四件のうち協調体制に帰結している争議は三六件と、前の時期に比べると割合は相当低下している。第二に、法上調停の場合、調停結果の構成は前の時期と変わらないが、小作料関係争議に限定してもその件数が著しく増加している点に注目したい。その結果、法外調停と法上調停の比率は、前の時期が四九対一二三であったのに対し、当該期には、五四対六〇と逆転した。

かくして、法上調停・法外調停にかかる一一四件の小作料関係争議のうち、協調体制に帰結したのは半数強の六三件ということになった。二〇年代とは異なり、争議はいわば地主的に解決されることが多くなったのだ。そしてそれは、次の三六～四〇年の時期になつても基本的に変化していない（ただし、戦時期になると再び協調体制に帰結する争議は増加しているようだ）。

そこで問題は、かかる地主的な方向で争議が解決された場合の、争議後における地主小作関係のありようである。

果して、協調体制への移行によって解決した場合と同等の小作人支配が実現したであろうか。

(3) 筆者は、この点についてはすでに和歌山県の御坊争議を検討する中で解答を示しておいた。⁽¹³⁾ここでその要点を整理してみよう。

御坊争議は、非常に長期化した争議だが(一九二九年～四年)、最終的には、地主側の一貫した強硬姿勢の中で農民組合員の戦線からの脱落→農民組合の解体(全農總本部派系統から皇國農民同盟への組織的鞍替え→組合の「眠り込み」という形)で決着する。基本的に地主側の姿勢に起因するものだが、争議は非常に激化した(→弾圧)。しかるに、争議の重大な背景でもあった小作条件の劣悪さは、ほとんど改善されていない。争議は、完全に地主的な方向で結着したのである。が、こうした争議の終息にもかかわらず、争議後における地主の小作人支配は必らずしも安定的ではなかった。なるほど、争議で屈服した農民組合員は、調停条項に制裁規定が明記されたこともあって、小作料を滞納する者も少なく、滞納しても少額の者がほとんどであった。その意味で、農民組合員(争議中に脱落した者も含めて)については、争議後も完全に屈従を余儀なくされていた、といえよう。また、争議によって農民組合は実質的に解体していたのだから、先鋭的・組織的な階級対立も展開していない。

ところが、現実の小作料收取の状況をみると、地主は、毎年無視しえない未納米をかかえていたのだ。この事態は、争議が協調体制の成立に帰結した場合のそれ——未納米はほとんど生じていない——とは著しく異なっていた。実は、これは、争議に参加しなかった一般の小作人が未納米を出していたためであった。しかも、その一年当りの人数、あるいは一名当りの未納米の額は、争議時(指摘するまでもなく、未納米を出した者の多くは農民組合員であった)のそれとほとんど差はなかった。

展開の激烈さにもかかわらず、御坊争議では小作条件は何ら改善されなかつた。加えて、争議地域では、争議前後における農業構造の変化も、高率高額な小作料支払を減殺するほど急激なものではなかつた。争議を契機に自立性を強めた一般の小作人（争議に直接参加しなかつたとはいへ、それに便乗してかなりの者が未納米を出したのみならず、その量も一部では農民組合員のそれと匹敵するほどであった）が、争議後、依然として隠微な批判的・対抗的態度を堅持していた所以である。

ところで、御坊争議の一つの重要な構造的特徴は、表面的には規模が非常に大きいものの、内実は、ほぼ未解放部落民のみの孤立した闘いであつた、という点にある。また、地主側の前面には、恐慌で打撃を受けた零細地主がたつていていた。この階級対抗のあり方からして、争議が「地主的」に解決されたのも、けだし当然のことといわねばならない。

が、その結果は、以上でみたような階級対抗の潜在的持続であつた。また、争議のありよう自体が、一貫した地主主導のために激化・長期化せざるをえなかつたという事情も見落してはならない（三〇年代の「危機」先鋭化の条件）。

御坊争議の全過程が示唆しているのは、集団的な小作料関係争議の解決には、協調体制への移行が必須条件であつた、ということに他ならない。小規模化した争議が増加し、全体として争議の、運動としての影響力が減退した——が、反面では争議は全国化していく——三〇年代においても、そのことは基本的に変化していない。換言すれば、小作調停法の運用によって協調体制を創出するという方向は、依然として政策的な課題であり続けたのだ。

(1) この点に関しては、さらに以下の二点が注目をひく。第一に、例の産業組合中央会『産業組合と小作問題に関する調査』（一九二八年）に記載されている次のような事実だ。すなわち、そこでは、「小作問題解決上既設産業組合に就き研究すべき事項」という問い合わせに対して、

各県——産業組合の支会と小作官が回答を寄せている——とも一様に「小作地の共同管理」、「地主小作協調団体の組織」化等を指摘していた。こうした指摘が、小作官の回答に多かったことは事実だが、産業組合サイドでも小作問題に対する認識は基本的に同じであった（同書、二〇〇～二二七頁参照）。従つて、第一に、千石與太郎のような人物ですら、産業組合の争議解決機能についても留保を付し、産業組合内に協調施設を設置することの必要性を説いていた。例えば、「地主対小作の紛争と産業組合」という論文（『協同組合の名著』第九卷、家の光協会、一九七一年、所収）では、特に一章を設け、小作問題に対する産業組合の対処の仕方を縦横に論じているが、その中で小作問題の最終的な解決方法に関して次のような指摘をする。いわく、「更に産業組合の積極的活動としては、利用組合に於て組合員たる地主の土地を借り受け又は買入れて、それを組合員たる農業者に耕作せしむる方法もありましょ。又は問題が紛糾して困る、到底地主と小作人との間の感情の融和が出来ぬという場合には、利用組合が適当なる形式を取りて全然土地を管理し、組合員に耕作せしめ、地主に向かつては相当の借地料を支払うのも一策だらうと思いますが、こんな場合には地主が小作人のどちらか一方が、無条件で組合に委せなければ駄目です。……組合を造つて其の土地を中作と云いますが、そう云う働きをするのは良いけれども、根本問題が巧くつかなければ、組合が間に違入つても、地主、小作が直接やつて居るのと同じ訳になるから、地主の方も今から、小作料を譲歩することを前提としなければならぬ。又小作者の方も、組合が世話をすれば今迄の様な勝手なことを云わざ、殆んど全部を組合に任すといふだけのことがなければならぬ。其の点を先に決めて掛らなければ、組合を設けても考え方だと申して置きました」（同書、四二頁、傍点・庄司）。

協調体制への移行の必要性はすでに一般的な認識になつていたといえよう。そして、この点をふまえてはじめて、以下の点、すなわち、先の「調査」で、①大阪府の係官が「一般的に小作争議あるも産業組合に影響なく、産業組合の成績佳良なるも小作争議を防止するに由なきを例とす。去り乍ら産業組合が小作争議を解決又は予防せんと欲するの意味を其設立經營の目的に有するものとなれば、既設組合は此の点に於て乍遺憾未だ其の機能を發揮し居らざるなり」（前掲書、二〇一～三頁）と報告していること、また、②報告された、産業組合が争議を解決した事例では、全て産業組合内に協調施設が設置されること（同書、一四一～六六頁参照）、そして③それが欠如した場合は、産業組合と農民組合の間で種々の対立が生じてること、等々の意味も理解しうるのだ。

(2) 大門氏が、「本稿は直接この『協調体制』を扱うものではない」（前掲論文、二頁）と断つてゐる如く、大門論文は、拙稿に対する正面きつての批判を意図したものではない。「近畿の産業組合が階級層和機能を獲得するプロセス」としての、「小商品生産への進出を強める農民経営に密着して農民資金を結集し事業規模を拡大する方向、すなわち端的にいえば地主資金を上廻る農民資金の結集」（同上、二頁）の過程を明らかにした。前述の如くこうした理論的見地は筆者には全く了解不能だが、それは別として、大門氏の場合、分析の重点はあくまで産業組合の経営内容におかれ、対して筆者は、争議分析を通して「協調体制」論を提起していた。ここに議論のすれ違いの根本原因があることに留意したい。

- (3) 前掲、大門論文、三五頁。
- (4) 前掲、森論文、(注12)。
- (5) 前掲、大門論文、三頁。
- (6) 明言はしていないが横関至「一九一〇年代後半の日農・労農党」(『歴史学研究』四七九号、一九八〇年)、竹永三男「日露戦争—両大戦期の地主—小作関係と農民運動」(『日本史研究』一二三号、一九八一年)は、基本的にこうした争議理解に立った研究と思われる。
- (7) この作業を通して坂根氏は、「協調体制」の定量分析、すなわち争議→協調体制というケースがどれほどの広がり（部落の割合）を持つていたかを測定している（一九八三年度土地制度史学会秋期学術大会報告「小作調停法運用過程の分析」）。協調体制の「小宇宙」性を検証するためだが、しかしその方法には重大な難点があったといわねばならない。というのは、氏が問題にしたのは、法上調停と法外調停のみであり、当事者の直接交渉ないし地方有力者の調停で解決した争議——「先進地域」で高い割合を占めた——は考慮されていないからだ。後述の如く、これらの争議も、多くは協調体制に帰結したと推定される。また、争議防止を意図して地主が先取り的に小作条件の改変を行なうという場合もかなり存在したに相違ない（例えば、兵庫県の耕地管理組合などはその典型だ——詳細は、拙稿「小作争議と地主制の後退」参照）。「協調体制」の定量分析というのであれば、当然これら全てを包括したものでなければならない。重要な課題だが、それは現時点ではほとんど実証不能の問題ではないかと思われる。
- そのことはさておいても、坂根氏の場合、協調体制の位置づけは、いまのところ、単なる空間的広がりの問題としてのみ提起されている。争議の一般的帰結に関する問題関心はない。その意味で、協調体制について同じように「小宇宙的」「頂点的」という位置づけ・規定を与えていたとはいえ、大門・森両氏のそれと含意するところは異なっている。なお、坂根氏の批判に対する反論については、拙稿「協調体制」論をめぐる若干の問題」(日本現代史研究会『現代史通信』再刊第1号、一九八一年) 参照。
- (8) 拙稿「昭和恐慌期の小作争議状況」(同志社大学人文科学研究所『社会科学』第三〇号、一九八二年)
- (9) 前掲、坂根報告レジメ、第5表参照。
- (10) 前掲、拙稿「戦前土地政策の歴史的性格」。
- (11) 前掲、拙稿「昭和恐慌期の小作争議状況」。
- (12) 農商務省農務局「一九二一年・小作慣行調査」(『農地制度資料集成』第一巻、所収)。
- (13) 拙稿「昭和恐慌期の小作争議」(同志社大学人文科学研究所『社会科学』第三一号、一九八三年)。

結びにかえて

以上、大門・森両氏の議論を素材に、一九二〇年代の農村支配体制をどう把握するかについて若干の検討を加えてきた。テーマの大きさに対し、本稿で論じた問題はあまりに小さい。今後、米価政策、農業団体政策等を組み込んでその総体的な把握をめざさなくてはならない。が、狭義の争議対策という論理次元では、両氏の批判にもかかわらず、別の機会に展開した筆者の考えは、大筋において誤っていない、と依然考へている。

なお、念のためにいえば、筆者とて、二〇年代、近畿を中心とする「先進地域」であまねく、地主小作関係が協調体制に再編されたなどと主張しているのではない。社会的事象である以上、法制度の改革を伴わなければ、そうしたこととは凡そ現実化するものではない。このことは、改めて議論するまでもないことだ。筆者が述べていることは、①二〇年代の争議は、協調体制への再編に帰結し、またそれをもってしなければ沈静化しえないような質の争議であったこと、従つて②争議に対する国家的対応も、そうした方向での展開が課題となつていだし、事実、新たな制度的枠組みを構築しえないという不徹底性は残しつつも、基本的に小作調停法の運用によって個別にその政策的課題を実現しえたこと(三〇年代との差異)、そして③こうした争議と国家的対応の交錯の中で実現した協調体制は、単に「頂点的」「小宇宙的」な位置に止まるものではなく、「先進地域」の三〇年代の地主小作関係なし争議の動向・性格を規定する歴史的意義を持つていたこと、等々にすぎない。

あとより、農業団体政策の展開に対する小作問題深刻化の規定性、ないし彈圧の意味等については筆者も否定しない。けれども、一般論としてではなく、具体的な形でそれらの問題は提起する必要がある。第一、大門・森両氏のい

う「協同主義」と、筆者の「協調主義」の問題も、いづれが農村支配の基本的論理かといった形で無媒介に議論するのではなく、それぞれの政策としての機能を具体的に明らかにした上で、その論理的関連を把握することこそ、重要であろう。また、弾圧の問題についても、そこには一定の原理があるはずだ。この点の解明こそが現在必要なのでありて、ただ一般的に弾圧の重要性——そのこと自体、筆者も全く異論はない——を強調するだけでは、当該期の国家の内容についても一面的な把握におわるしかないであろう。

最後に、本稿の検討を踏まえて、以下の二点を指摘しておきたい。第一点は、問題は、単なる表面的な政策史ではなく、まさに農村支配の構造・論理の確定にあるのだから、現実の階級矛盾・対抗のありようが分析の起点におかれねばならないということだ。こうした視角は、各々の時期における農村支配の問題を、政策的・課題に照らして把握・批判する、ということに他ならない。支配の「危機」論も、この視点が欠如すれば当然構成不能である。二〇年代のみならず、三〇年代の農村支配の論理、例えば、経済更生運動の性格も、右の観点から改めて把え直してみると、がいま必要になっているのではなかろうか。

第二は、農民的小商品生産の発展ないしわゆる中農層の存在形態に関連した問題だ。従来、これらの点は、戦前農業問題の核心に位置づけられ、精力的に解明せられてきた。だが、その作業は必らずしもまだ満足のいくものとはいえない。その一つの例が、本稿で問題にした農家小組合・産業組合の展開条件である。抽象的・原理的には、農民的小商品生産の発展、中農層の形成・存在がその条件であったと指摘しうるとしても、それだけでは十分な説明にはならなかった。この条件に引きつけてその個性と歴史性を解明すること、ここに「農民的小商品生産の発展・「中農層の形成」論を、今後歴史研究として深めていく一つの課題があるといえよう。その際当然のことながら、問題は、

個別的な条件（＝地域的条件）との関連で把握されねばならない。そして、この作業は、三〇年代の農民統合——農家小組合・産業組合等の農業団体による農村・農民層の組織化がその政策的比重を増す——の社会的・経済的基礎を明らかにする上でも不可欠であることを、ついで改めて指摘しておきたい。